

令和6年12月16日

◎西森（雅）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

（10時2分開会）

◎西森（雅）委員長 御報告いたします。岡本委員から所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それではお諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は部局長の総括説明とし、各課長の説明は省略したいと思っておりますので、御了承願います。

#### 《危機管理部》

◎西森（雅）委員長 最初に、危機管理部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎三浦危機管理部長 今回提出しております議案につきまして、概要を説明させていただきます。議案説明資料の2ページを御覧ください。

表の中ほどの補正額の欄にありますように、総額で3億2,513万2,000円の増額補正をお願いするものです。

このうち、2,600万円余りにつきましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤務手当の改正等に伴い、危機管理部の職員と会計年度任用職員の人件費について、増額補正をお願いするものです。

このほか、消防政策課からLPガス料金の高騰対策として、LPガス料金高騰対策支援事業費補助金2億9,900万円余りの増額補正と繰越しを、また、救急電話相談事業委託料につきましては、年度当初から業務を切れ目なく開始するため、本年度中に委託契約を締結できるよう、1億2,400万円余りの債務負担行為をお願いするものです。

また、報告事項につきましては、高知県消防広域化基本構想（骨子案）について1件ございます。詳細につきましては、この後、消防政策課長から説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈消防政策課〉

◎西森（雅）委員長 消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木消防政策課長 令和6年12月補正予算案について御説明をさせていただきます。消防政策課の資料の1ページを御覧ください。債務負担行為の補正に関する調書です。

救急電話相談事業委託料1億2,485万円は、高知家の救急医療電話（#7119）に係るものです。令和4年8月の運用開始から今年10月までの2年3か月間で、相談件数は2万8,350件となっており、年度ごとの月平均相談件数は、令和4年度が約700件、令和5年度と令和6年度は約1,200件と運用開始以降、ほぼ倍増をしています。来年度につきましても、年度当初から業務を切れ目なく円滑に開始するため、本年度中に委託契約を締結し、2か月程度の準備期間を経て実施する必要がありますことから、債務負担行為として予算計上をしているものとなります。

また、令和4年度から今年度まで、単年度で契約をしまいましたが、複数年度としたほうが経済的な合理性が高いことから、令和11年度までを一括で契約したいと考えております。

なお、特定財源のその他の6,242万5,000円は、市町村からの負担金となります。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。歳入となります。

14目、危機管理費補助金の（1）消防政策費補助金の2億9,905万7,000円は、後ほど説明をいたしますLPガス料金高騰対策支援事業費補助金に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

次に、3ページを御覧ください。歳出となります。3目、消防政策費において3億1,103万2,000円の増額補正を行うものです。

右端の説明欄の細目事業の中ほどにあります、4LPガス料金高騰対策支援事業費について説明します。5ページを御覧ください。令和6年度高知県LPガス料金高騰対策支援事業費補助金の資料となります。

まず、1目的を御覧ください。この事業は、国の地方創生臨時交付金を活用し、LPガス料金の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものです。

次に、2高知県のLPガス料金の動向等についてを御覧ください。本県では都市ガスよりLPガスを利用する世帯が多く、また、LPガス料金は令和2年から上昇しており、依然として高止まりの状態にあります。今回のLPガス料金の支援は、令和4年度2月補正予算、令和5年度12月補正予算に続きまして3回目の支援となります。

次に、3 生活者支援の概要を御覧ください。支援の対象としましては、県内のLPガスを利用する全世帯となる約21万5,000世帯を予定しております。支援額は、1世帯につき1,300円を上限とし、来年2月から3月までの2か月間で、各月650円を各世帯のLPガス料金から減額をする形で実施します。

最後に、4 高知県LPガス料金支援事業費補助金の概要を御覧ください。支援の枠組みは、一般消費者等にLPガス料金を減額するLPガス販売店に対して減額相当額を助成をする、一般社団法人高知県LPガス協会に補助をする内容となっております。補助率は10分の10となっております。

続いて、4 ページを御覧ください。繰越明許費明細書になります。今回のLPガス料金高騰対策支援事業は、令和7年2月分と3月分を支援の対象としておりますが、3月分のLPガス料金の検針作業等が4月半ばに実施される見込みであり、補助事業が翌年度にまたがることとなります。このため、繰越しの議決をお願いするものです。

以上で、消防政策課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 #7119ですけれども、これまで契約を結んできた対応事業者を教えてください。

◎鈴木消防政策課長 令和4年度から令和6年度までは株式会社法研です。なお、令和5年度につきましては、令和4年8月から事業を実施したこともありまして、継続的な運営ということで随意契約としていますが、令和6年度については一般競争入札としており、株式会社法研と株式会社CTI、ファストドクター株式会社の3社の応札がありました。

◎塚地委員 県外の会社ですか。

◎鈴木消防政策課長 県外の会社です。

◎塚地委員 対応する医師や看護師も、高知県の方ではないですか。

◎鈴木消防政策課長 県外の方が対応しています。現在委託している株式会社法研につきましては、本社が東京でコールセンターは名古屋にあります。

◎塚地委員 人力的な問題などにより、県内で対応できる事業者がないかもしれませんが、利用者の方から県内事情が分かっている方のほうが安心するという声も出ていますが、検討はできますか。

◎鈴木消防政策課長 一般競争入札を行いますので、広く事業者に応札いただける状態になっています。その上で、実際に対応できる事業者があるかどうかは、県内の事業者の状況によると考えています。

◎塚地委員 入札に参加していただける事業者は、なくはないという状況ですか。

◎鈴木消防政策課長 今手元に県内で同じような事業を行う事業者のリストがありませんので確認できませんが、一般競争入札ですので、要件を満たせばどの事業者でも参加でき

ます。

◎塚地委員 相談したときに県内の方だと安心するという声もありましたのでお伝えをしておきます。何か検討できることがあれば考えていただきますよう要請します。

◎土居委員 1点目は、LPガス料金高騰対策支援事業費補助金の補助額が都市ガスに対する国の補助額と比べてどうか。2点目は、物価高騰、燃油の高騰で生活が苦しい中で、対象期間が令和7年2月から3月までの2か月間となっていますが、来年度の支援の見通しはどのように捉えていますか。

◎鈴木消防政策課長 まず、国の都市ガスに対する補助ですが、同期間で750円です。今回の値引きの設定につきましては、LPガス料金の増加率が都市ガス料金の増加率に対して1.73倍ですので、750円の1.73倍で1,300円に設定をしています。

次に、来年度の支援の見通しですが、国の交付金を原資にしていますので、国の支援があれば同じような取組ができると思います。

◎西森（雅）委員長 関連です。LPガス料金高騰対策支援事業費補助金は、対象期間を1月からとする議論はありませんでしたか。

◎鈴木消防政策課長 販売店への周知や消費者への周知などの作業が必要になりますので、議会での議決後、一定程度準備期間が必要であることから、2月から3月の2か月間を対象期間としています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて危機管理部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

高知県消防広域化基本構想（骨子案）について、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木消防政策課長 高知県消防広域化基本構想（骨子案）について御説明をいたします。

2ページ目から説明をさせていただきます。まず、I消防広域化の必要性を御覧ください。人口減少に伴う税収見通しが不透明で、消防本部の今後の財源確保も難しくなってくる状況です。一方、高齢化による救急需要の増加、大規模災害への対応などが求められるなど、消防サービスの需要は拡大をしている状況です。また、県内のほとんどの消防本部が、小規模な消防本部となっており、将来にわたり必要な現場の消防力を確保していくためには、消防の広域化が必要と考えています。

次に、II消防広域化基本構想の性格を御覧ください。基本構想は広域化の趣旨や、新たな組織の骨格、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案を提示するものです。

次に、Ⅲ消防広域化基本構想（骨子案）の第1章、趣旨及び目的を御覧ください。人口減少が進む中でも必要な消防力を維持、確保するため、県内全市町村の常備消防組織と、県が行う消防活動のうち現場機能を担う組織、具体的には消防防災航空センターと消防学校を一元化します。本部機能を集約して間接部門をスリム化し、生じた余力を現場に振り向けることで、消防サービスの高度化と県民の安全・安心の確保を目指します。

続いて2章、新たな組織の骨格案の1新法人の設立及び組織を御覧ください。新たな組織の形態は広域連合で、名称を広域連合高知県消防局（仮称）とし、県内全市町村と県で構成します。

（4）執行機関につきましては、広域連合長は知事及び市町村長による選挙で選出され、副広域連合長は広域連合長によって任命されます。広域連合役員会（仮称）には広域連合長と副広域連合長のほか、各地域を代表する市町村長が加わり計6名程度で構成し、消防吏員の長として消防局長を配置をします。

（5）議決機関は、県及び市町村の議会議員の選挙で選ばれた12名程度の議員による広域連合議会の設置としています。

（6）組織図は、4ページの別添組織図（案）になります。新しい組織の全体像を示しています。左上は広域連合の役員会で、その右隣が会計管理者、広域連合事務局、そして県消防局となります。

広域連合事務局は左中段の議会や選挙管理などの事務を担当することとしています。

県消防局は、消防局長の下に本部担当の次長と方面消防本部担当の次長をそれぞれ置きます。

赤色の破線で囲んでいる本部につきましては、総務課、警防課、救急課、予防課、消防指令センターで構成され、そこに県の消防防災航空センターと消防学校が加わります。

また、方面消防本部は、安芸、中央東、中央、中央西、幡多の5つで構成します。詳細は左下の地図を御覧ください。

また、右側に記載していますとおり、消防署と分署所は、現在の40署所体制を維持する形としています。

2ページの左下、2所掌事務を御覧ください。県消防局の所掌事務は、市町村消防事務と県消防事務としています。消防団の事務等は広域化の対象外としていますが、米印で記載のとおり、現在の各市町村での運用実態を踏まえ、市町村と協議の上で広域連合に受託することができるものとしています。

なお、補足ですが、消防の広域化に関しましては常備消防を対象に考えていまして、消防団については広域化の対象外としていますので、広域化後も1市町村に1団の形の継続を考えています。

3財政及び財産を御覧ください。各市町村は、消防事務等に要する経費を分賦金として

負担します。この分賦金は（ア）全地域の基礎的な常備消防サービスを賄う基礎サービス分と、（イ）各市町村域における付加的な消防サービスを賄う付加サービス分の合算で算定をされます。ただし、組織統合が完了するまでの間、各市町村の実態に応じて課題と認められる額は控除可能としています。

また、イのとおり、県は、県消防事務に要する経費を分賦金として負担します。

（２）、（３）の財産や債務の取扱いは、土地は無償貸与、その他の財産は無償譲渡、そして広域化前の債務は各構成団体に存置されます。

４市町村との連絡調整です。広域連合の事務全般は広域連合役員会を通じて行い、また各市町村区域に関する事務は、各方面消防本部を窓口としています。

続いて、３ページを御覧ください。上段が、第３章新たな組織における業務展開の方向性、下段が、第４章新体制への移行スケジュール（案）となっています。

まず、全体の流れを御説明をさせていただきますので、下段のスケジュール（案）を御覧ください。

スケジュールの一番上の欄ですが、令和６年度から９年度までを準備期間、令和１０年度から１２年度までを第１期、令和１３年度から１５年度までを第２期としています。こちらは、あくまでも県が考える現時点での想定スケジュール（案）となりますが、具体的には、準備期間につきまして、令和６年度は、骨子案の公表と意見公募です。意見公募につきましては、１１月２９日から開始していきまして、来年１月６日まで行う予定です。その後、基本構想の策定、公表を行います。令和７年度は、有識者等を交えた消防広域化基本計画あり方検討会の設置・開催で、令和８年度は推進協議会の設置・開催です。令和９年度は、広域連合高知県消防局の設立の合意と準備としています。

新しい組織の設立は令和１０年度としており、その後は第１期、第２期と段階的に業務の集約化を進めることとしています。この部分は第３章の１から３の内容と重複しますので、あわせて御説明をさせていただきます。

第１期では、現行の１５本部の業務との連続性を保ちながら、通信指令業務を除いた本部機能の集約化を進めます。また、地域における４０署所体制と消防職員の総定数は、現行水準から下回らないことを基本とし、組織や定数の設定を検討します。

第２期では、通信指令業務の集約、給与、階級、勤務体制等の職員の処遇の統一を図り、組織と業務の一本化の完成を目指します。また、現行の１５消防本部間での人事、給与、施設、装備などの不均衡につきましては、必要な財源の確保の方策も含め、関係市町村と協議をしながら取り組んでいくこととしています。

最後に、第３章の４各業務分野におけるサービス水準の向上を御覧ください。こちらは、住民に対する消防サービスの向上についての記載となります。消防の広域化によって職員の各業務分野の知識・技術を向上させ、サービスの充実につなげます。

(2) 消火・救助・救急につきましては、従来の管轄を越えた柔軟な対応により、出動車両の増加や現場到着時間の短縮を図ります。また、南海トラフ地震などの大規模災害時には、統一指揮下で効率的な人命救助活動の強化を図ります。

(3) 火災予防につきましては、職員の専任化により、事業者や住民に対するきめ細やかな指導やサービスを提供し、火災の未然防止の強化を図ることとしています。

以上が、先月公表を行い、現在意見募集を行っています骨子案の説明です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 職員の処遇の統一や消防事務の組織・業務の一本化は、スケジュールの一番最後にあります。この部分は職員の皆さんの関心があることだと思うんですけど、最後になって統一が図れないような議論にならないか心配です。このようなスケジュールになっている理由を教えてください。

◎鈴木消防政策課長 職員の処遇の統一ですが、このスケジュールについては、現時点で県が段階的な組織の統合を考えて想定する案です。実際、県内の各消防本部でかなりばらつきがありますので、この議論はかなり時間を要すると考えています。各市町村との協議もありますし、財源の確保もありますので、一定時間がかかることで、こういったスケジュールをお示ししています。今後は、来年の消防広域化基本計画あり方検討会で議論し、皆さんの御意見を踏まえながら、スケジュールの進め方について考えていくところです。

◎坂本委員 時間がかかるからスケジュールの最後に来ているということですが、議論は令和12年から13年に初めて議論するのではなく、もっと早い段階から時間をかけて行っていく考え方ですか。

◎鈴木消防政策課長 議論については、恐らく前段階からお話が出てくると思いますので、しかるべき議論をしていく必要があると考えています。

◎坂本委員 分賦金ですが、イの項で県の負担について書かれていますが、県の受益に係る部分を含む運営経費は、どういう部分ですか。

◎鈴木消防政策課長 県が行う消防活動のうち現場機能を担う消防学校と防災航空隊を念頭に置いています。どこまでが県の受益に係る部分かというところで、この分賦金の財源は、各市町村いろいろ議論が出てくると思います。一定こういう形としていますけれども、今後、皆さんの御意見をいただきながら考えていくところです。

◎坂本委員 給与制度等の職員の処遇を統一したときに、人件費の不足が生じる市町村が出てくると思います。そういった場合に、全額市町村が分賦金として負担するのか。あるいは、県が一定額を負担していくこともあるのか。それによって、市町村の議論も変わってくると思いますので、市町村との議論の中で十分に合意が図れるような議論にしていけないといけないと考えています。

次に、債務の取扱いで、広域化前の債務は構成団体に存置されることとなっています。

例えば、広域化前に各消防本部で車両更新をした債務が残っている場合、その債務は市町村で負担することになると、各市町村は広域化に向けてできるだけ債務を抱えないようにしようと考え、機材や車両の更新が止まってしまうのではないかと心配ですけれども、その辺はどうでしょうか。

◎鈴木消防政策課長 債務の取扱いですが、現時点の記載につきましては奈良県の広域消防本部を参考にさせていただいています。現時点の県の考えをお示しして、ここをたたき台にして、債務を存置するか、それとも引き継ぐかといったところについて、皆さんの御意見を踏まえながら、今後、議論していく必要があります。

◎坂本委員 準備期間は、県が事務局を担いながら進めていこうというところが見えるんですけども、広域連合高知県消防局（仮称）が発足し、業務の集約化が図られる一番重要なところで、あとは市町村で合意してくださいというふうに、県がはしごを外すことはないですか。

◎鈴木消防政策課長 他県でも広域化の前例がなく、県がリーダーシップをとるという各消防本部の声もあります。骨子案の中では、県も構成員となっていますので、連携して最後まで頑張っていこうということになっています。

◎坂本委員 そういう議論をする以上は、財政的な支援を最後までできるかなども含めて、市町村と十分な意見交換をしながら進めていただきますようお願いいたします。

◎塚地委員 人口は減少するけれども、高齢化でサービスの需要は増大することになっていきますが、今以上に全体の定数が減ることはありませんか。

◎鈴木消防政策課長 資料3ページ、第3章の2の（2）に記載のとおり、40署所体制及び職員の総定数については、現行水準を下回らないという考えを基本に進めていくことになっています。

◎塚地委員 今でも人員体制が大変な中、統合することで現場がどうなっていくのか心配される場所ですので、基本の考えでしっかり設定していただきたい。

また、移行スケジュールについて、高知・土佐消防指令センターも様々な調整をしながらようやくスタートした状況で、次の段階に行くような組織の状況ではないという現場の声も聞きます。現在、準備期間として示していますけれど、やはり現場の市町村がどう納得していくかが重要です。先行の奈良県の場合は、奈良市が入っていない形態になっており、そうなる目指そうとしている効果と、現場の意見が相当食い違っているということで、本当の意味でのメリットが伝わっておらず、デメリットを懸念する声があったと思います。現在実施しているパブリックコメントには、現時点でどのような意見が来ていますか。

◎鈴木消防政策課長 現時点でパブリックコメントは数件来ておりますが、内容としては広域化するのであればこういう形にしてほしいという意見が多い印象です。

◎塚地委員 国が広域化を進めていることで、県も計画をつくらないといけないということで広域化に取り組んでいるので、現時点で住民にはあまりメリットが見える状態ではないと思っています。高知市の話でも、そういった疑問点は感じる場所ですので、相当丁寧な対応をしていく必要がありますし、資料提供等によりメリットとデメリットをきちんと示して判断をしていくことが必要だと思います。

◎鈴木消防政策課長 今回の広域化は、県内15消防本部、34市町村と、関係者が非常に多いので、丁寧に進めていかないといけないと考えています。来年度行う予定の消防広域化基本計画あり方検討会では、様々な観点で議論をしていく必要があります。メリットだけではなくデメリットについても、是々非々で議論をして、丁寧に進めていきたいと考えています。

◎塚地委員 移行スケジュール案にこだわり過ぎないということも大事であると思いますので、ぜひ注意して進めていただくようお願いいたします。

◎西森（雅）委員長 県と市町村の消防が1つになっていくということですが、県消防局自体はどこに置くイメージを持っていますか。

◎鈴木消防政策課長 現時点でどこに新しい本部を設置するか、検討は進んでいません。各市町村との議論で決めることと思っています。

◎西森（雅）委員長 例えば県消防局は、県の危機管理部の中にあるというイメージをしたんですけども、事務局を物理的にどこに置くかということも、今後検討をしながら決めていくということですか。

◎鈴木消防政策課長 御指摘のとおりです。

◎坂本委員 奈良県の場合は、広域化の議論が始まって2年目ぐらいで生駒市と奈良市が離脱し、その後は残った市町村で進めています。高知県の場合も消防広域化基本計画あり方検討会や推進協議会の中で離脱する市町村が出てくることもあり得ますか。

◎鈴木消防政策課長 現時点では県内全市町村で力を合わせて、将来にわたり県内の消防現場を維持していこうと取り組んでいますので、どこかが欠けるという想定はしていませんが、離脱というような状況になった場合には、またそこで新たな考え方を検討しないといけないと思っています。

◎坂本委員 今まで広域化されたのは奈良県だけですが、他県で広域化に向けた議論がどれぐらい進んでいるのか教えてください。

◎鈴木消防政策課長 平成18年に法律が変わって以降、広域化が進んでおり、奈良県以外では、全国で59地域が広域化に取り組んだという実績があります。現時点でどれぐらい議論が進んでいるかについては手元に情報がありませんが、今年度、新たに国の指針が改定されていますので、恐らく他県でも同じように広域化の議論が進んでいるのではないかと考えています。

◎西内委員 様々な心配の声や意見もありましたが、2ページにあるように消防広域化の必要性は全くそのとおりであると思います。今後、限られたリソースをまとめて、本県や県内市町村の消防行政のためにしっかり発揮していくことが重要になると思います。可能な限り皆さんの意見を取りまとめて、非常にいい形にさせていただきたいという要望です。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

#### 《健康政策部》

◎西森（雅）委員長 次に、健康政策部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋健康政策部長 健康政策部からは、補正予算議案3件と条例議案1件を提出させていただいております。資料の2ページと3ページが、一般会計補正予算の総括表となっています。

2ページが、開会時に提出した議案で、総額2億2,067万4,000円です。3ページが、追加提出した議案で、総額1億2,478万円です、それぞれ増額をお願いするものです。

次の4ページが、国民健康保険事業特別会計補正予算総括表です。総額35万5,000円の増額をお願いするものです。

今回の補正予算のうち、医療政策課を除きます5課につきましては人件費補正のみですので、一括して私から説明をし、各課長からの説明は割愛させていただきます。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給与月額及び勤勉手当等の改定のほか、人員の増減、職員の新陳代謝等を反映させたものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても、同様に一般会計と特別会計に計上しております。

次に、一般会計の医療政策課の補正予算を説明させていただきます。概要としましては、医師の勤務環境の改善を図るため、病院間での医師派遣に係る旅費や、派遣に伴う逸失利益を補填するものです。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、条例議案について説明をさせていただきます。資料の5ページをお願いします。第7号議案、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

続きまして、当部で所管します審議会の開催状況についてです。資料6ページ、令和6

年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

令和6年9月の定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和6年12月と記載のある高知県医療審議会など5件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。また、審議会の委員名簿は10ページ以降にまとめていますので、御確認いただければと思ひます。

最後に報告事項につきましては、高知県の周産期医療体制の将来像についてと、動物愛護センターの進捗状況等についての2件です。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

以上で、総括の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈医療政策課〉

◎西森（雅）委員長 初めに、医療政策課の説明を求めます。

◎都築医療政策課長 補正予算について御説明します。

歳入の基金繰入金2億2,067万4,000円につきましては、歳出予算で説明いたします事業に充当する予算の増額をお願いするものです。

次に、3ページ目の歳出です。右の説明欄、勤務環境改善事業費補助金2億2,067万4,000円が基金繰入金の充当先です。内容につきましては、4ページの資料で説明します。

今回の補正予算につきましては、医師の働き方改革を推進するために、医師の労働時間短縮に向けた、勤務環境改善のための体制整備を支援する事業で増額をお願いするものです。

左側、必要性の欄にありますとおり、令和6年4月から医師の時間外、休日労働時間の上限が原則年960時間、月100時間未満となりました。救急など地域医療確保の点から、やむなくこの上限を超えても勤務する必要のある病院が、特例の水準の指定を受けておりまして、高知大学医学部附属病院が重複しておりますが、6つ医療機関が該当しております。国は2035年度末までにこの特例水準を廃止することを目標としていることから、これらの病院の医師の時間外が年960時間内となるよう支援していくものです。

補助の内容につきまして、御説明します。まず、I地域医療勤務環境改善体制整備事業は当初予算で計上しておりまして、年間時間外が720時間を超える医師がいるなど一定の条件を満たす病院につきまして、タスクシフトや労働時間短縮のための取組を行う場合に補助を行います。今年度は、対象となる病院が非常勤医師を雇用することに対し補助するものです。

次に、II地域医療勤務環境改善体制整備特別事業で、こちらが新たな事業として今回追加するものです。Iの事業に加えまして、対象となる医療機関が研修医や専攻医の受入施設であって、さらに一般病床100床当たり常勤換算医師が40名以上であることなどが要件で

す。県内では高知大学医学部附属病院が該当となりまして、この大学が実施する事業について補助を行うものです。

次に、Ⅲ勤務環境改善医師派遣等推進事業です。こちらも新たな事業として追加となります。この事業は、医師の派遣を受け入れる際にかかる経費への補助を行うことや、その派遣元の医療機関に対して、派遣元で本来得られるはずだった診療行為による利益、これを逸失利益と申しますが、それを一定の範囲で補助するものです。派遣先に該当する病院は、あき総合病院など6病院、派遣元の病院は高知大学医学部附属病院など4病院となっております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 医師の働き方改革を推進するため、医師の労働時間短縮に向けた勤務環境改善のための体制整備を支援する目的の3つの補助事業について、補助率2分の1の資産形成に資するものは、こういったものを念頭に置いていますか。

◎都築医療政策課長 資産形成の部分は、例えば医師が業務を効率化するために、病院の中に患者の待合表示モニターを設置して、迅速に患者を受け入れる仕組みをつくるといったものがあります。

◎西内委員 II地域医療勤務環境改善体制整備特別事業の交付対象医療機関については、高知大学医学部附属病院と記載されていますが、I地域医療勤務環境改善体制整備事業の交付対象医療機関については、1医療機関という記載になっているのはどういった理由ですか。

◎都築医療政策課長 特段込み入った理由はなく、JA高知病院が該当しています。

◎坂本委員 そうであれば、Ⅲ勤務環境改善医師派遣等推進事業の交付対象医療機関についても、医療機関名を教えていただけたらと思います。

◎都築医療政策課長 医師受入医療機関が高知大学医学部附属病院、あき総合病院、幡多けんみん病院、高知医療センター、高知赤十字病院、近森病院の6病院で、医師派遣医療機関が、高知大学医学部附属病院、高知医療センター、高知赤十字病院、近森病院です。

◎塚地委員 もともと医師不足を起こしている根本の問題の解決方法が必要です。研修医の先生方も大変な労働実態の中、低賃金で頑張っておられる状況ですけれども、先ほどおっしゃった派遣元の医療機関の中で、それほどシニアできる医師が現実にどれぐらいおられるのか。今の病院の経営だけでも、先生方の調整は大変な状況ですけれども、派遣元の医療機関に派遣できる余裕が実際にあるのでしょうか。

◎都築医療政策課長 高知大学の状況は確認していませんが、高知大学医学部附属病院からは、この事業に該当する方は115名程度いるのではないかと伺っており、相当数の医師を勤務環境改善のために派遣されていると捉えています。医師の育成はなかなか時間がかか

る中で、派遣元の医療機関は、一生懸命やってくださっていると受け止めています。

◎塚地委員 今も様々な病院に派遣をしてくださっています。今回の事業は、そのこと自体にも補助金が出るということですか。または、新たに何か名目をつけることで、この補助事業が活用できるようになりますか。

◎都築医療政策課長 勤務環境改善医師派遣等推進事業ですけれども、補助対象となる条件として、派遣先が大変であることから、派遣元の医療機関で雇用されている方が管理者の指示で派遣されるといった双方の合意が必要であることが、国の要綱に記載されています。例えば、通常の異動で大学の医局の委員のドクターを各病院に派遣するものとは違うというさび分けにしています。

◎塚地委員 両病院でこの多忙化を解消して労働時間を減少させるために派遣しますという合意が成り立てば、この補助事業が活用できるということですか。

◎都築医療政策課長 そのとおりです。

◎塚地委員 派遣を受け入れることができる医師が115名程度いるということは、その先生方は労働時間に余裕があるということですか。

◎都築医療政策課長 高知大学医学部附属病院は、連携B水準での医療機関で本病院と派遣先を合わせて960時間を超える医師がいる病院になっています。B水準は1,860時間限度で、そこまで働いていいというわけではありませんが、その範囲内で派遣されていると考えています。

◎塚地委員 実態として、医師の過重労働が改善されていくための制度ですけれども、現状の医師の働き方を見ていて、新たに派遣されるということで、実態がどこまで改善するか具体的に見えてきませんけれども。

◎都築医療政策課長 勤務環境改善のB水準の指定は4月から始まったわけですけれども、例えば高知大学医学部附属病院では、時間外が960時間を超える医師の数が、アドバイザー派遣などで勤務改善を図った結果、令和5年の6名から現在は2名にまで減少していると伺っています。こういった事業を新たに加えることで、さらに働きやすい職場が実現できるようになっていくのではないかと考えています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

#### 〈薬務衛生課〉

◎西森（雅）委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案について、御審議をお願いします。概要につきまして、参考資料で説明します。

今回の条例改正は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施

行による、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正によりまして、新たに区分が設けられる第一種大麻草採取栽培者免許につきまして、免許申請の審査に係る手数料の金額の改定を行うものです。

本条例の改正につきましては、さきの9月議会におきまして、引用規定の法律名と手数料の名称を改正したところですが、厚生労働省からの全国統一的な審査基準の通知が10月以降になったこと、また、手数料の額につきまして、全国的にばらつきがないよう、他県の動きと足並みをそろえるといった観点から、12月議会での付議となりました。

資料1 第一種大麻草採取栽培者免許と手数料の改定についてを御覧ください。1ポツ目にありますように、大麻草の栽培の規制に関する法律の改正により、大麻の栽培免許につきましては、その栽培目的により区分され、大麻草製品の原材料、産業用として栽培する場合は、令和7年3月1日から都道府県知事免許の第一種大麻草採取栽培者に区分されます。

当該免許につきましては、2ポツ目にありますように全国統一的な審査基準が厚生労働省から示され、新たな審査事項としまして栽培に使用する種子の大麻成分含有量の調査や、管理体制を確認するための実地調査、申請者の欠格事由などが追加となりました。また、右の補足にありますとおり、第一種免許の有効期間が現行の1年間から3年間に変更となっております。

これらの変更を踏まえ、資料の2 高知県手数料徴収条例の概要にありますとおり、審査に係る手数料の額を現行の6,700円から有効期間3年間で2万2,600円、実質1年当たり833円の増額での改正となります。なお、この手数料の額につきましては、四国3県を初め近隣県とほぼ同程度の金額で設定されておりますことを確認しております。

以上で、薬務衛生課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎桑鶴副委員長 手数料は1年間の額ですか。

◎大森薬務衛生課長 現行は1年間で6,700円、改定後は3年間で2万2,600円になります。

◎西内委員 県内で対象者はいますか。

◎大森薬務衛生課長 大麻の研究者はいますけれど、栽培者はいません。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、健康政策部から2件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにいたします。

まず、高知県の周産期医療体制の将来像について、医療政策課の説明を求めます。

◎都築医療政策課長 当課からは、高知県の周産期医療の将来像とロードマップについて説明します。県内の周産期医療の窮状を踏まえまして、医療関係者で構成する高知県周産期医療のあり方検討会でロードマップの作成の協議を重ねまして、12月2日に県の周産期医療協議会での審議を経て、決定、公表したものを表示しています。

構成につきましては、県民の方に分かりやすいよう文書の形で作成をしたものと、工程を落とし込んだロードマップの二構成となっております。本日は文書版につきまして説明させていただきます。

まず、2ページに表示しておりますのは現状と課題で、出生数や医師数、施設数が年々減少していることを数字で示しながら、現在高知赤十字病院が受入れの制限をしていることや、JA高知病院が分娩取扱いの休止となったことを説明しております。

文書ですけれども、周産期の医療体制につきましては、利便性の観点からは現体制が継続できることが望ましいわけですが、安全性や持続可能性の観点からは、施設の集約化を含め、必要な対策の検討に踏み込まなければならない状況であるとし、そうした検討の必要性を説明しております。

次の3ページ以降は、将来像や実現に向けての取組内容となっております。中ほどの周産期医療体制の確保を御覧ください。まず、おおむね3年間で当面の取組として記載しております。

①ハイリスク、②ローリスクともに、令和9年度までは現在の体制を確保できると考えております。ローリスクの分娩体制の確保に向けては、安芸、中央、幡多の3地域での分娩体制を確保することとし、例えば、あき総合病院には院内助産システムを導入すること、高知赤十字病院に医師の応援派遣を行い分娩体制の回復を図ることなど、ブロックごとに整備しております。また、③遠方の妊婦に対する支援策も充実させる予定です。

次に、4ページをお願いします。一番上の⑤無痛分娩の導入につきましては、令和8年度のスタートを目指してまいります。その他、記載のとおりで、以上が当面の取組です。

中ほどの令和10年度以降の中長期的な取組におきましては、令和9年度までの出生数や医師数などの動向などを踏まえた上での検討となりますが、大学附属病院と医療センターのハイリスク分娩体制の役割分担の見直しと、ローリスク分娩体制については、状況によっては県中央部に大規模分娩施設を整備することも検討することとしております。

以上が、将来像のポイントとなります。引き続き医療機関、関係機関などと連携しまして、将来にわたって安心安全に出産できる医療体制を確保してまいります。

医療政策課の説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 先日、県市病院企業団議会で、公益的法人へ職員が派遣できる条例議案が可決されました。これは来年からだと思うんですけれども、勤務時間を改善するために派遣

する応援医師に対しての財政的な支援はありますが、今回の医師の応援派遣に対しても、県として財政的な支援をされますか。

◎都築医療政策課長 派遣元と派遣先双方合意の上で、医療センターから派遣するというものであれば該当すると思いますが、医療センターがどのように考えているか、今後協議が必要です。

◎坂本委員 医療センターは、県の動きを見ていると思います。想定しているのは、派遣したときの医師の人件費については、後に高知赤十字病院から支払われることとなりますが、逸失利益分はどう対応するか想定していなかったため、県に相談するというものであった。そういったところについて、県も考えていく必要があると思います。

◎都築医療政策課長 医療センターと協議してまいります。

◎西森（雅）委員長 派遣した医師の給与に関して、医療センターは10分の10もらうという話であったと思います。給与以外の部分については、医療センターや派遣先の声も聞きながら、今後どうしていくか検討していただければと思います。

◎中嶋健康政策部長 金銭補助の対象になるかどうか検討の上、医療センターと話を進めながら決定したいと思います。

◎塚地委員 これまでも本会議で様々な議論がされてきたところですが、やはり分娩に関しては距離が大きな課題であると思います。苦勞されている現場からの意見で、この計画が出ていると思います。この間の議会の御答弁の中で高幡医療圏に分娩取扱施設がないという問題を話したときに、医療圏を変えるというような御答弁に聞こえましたが、そういう検討もされていますか。

◎都築医療政策課長 5ページの取組1の4)に記載のとおり、現行の周産期医療圏の設定については、施設の配置や患者動向に合わせた見直しに向けて関係機関と協議をすることとしています。

◎塚地委員 移住促進の関係を考えても、安全に分娩できる場所が近くにあることは非常に大事なことですけれど、高幡保健医療圏で、産科はないけれども婦人科がある病院は、ありますか。

◎都築医療政策課長 高幡保健医療圏では、くぼかわ病院が妊婦健診を行っております。

◎塚地委員 くぼかわ病院を活用して、高幡保健医療圏に分娩取扱施設をつくることは難しい状況ですか。

◎都築医療政策課長 高幡保健医療圏では、平成20年当初に分娩が休止されたと同っています。分娩件数が減っていきますと、病院の経営には大きく影響しますし、産婦人科医の育成にも相当の時間がかかることから、現状は、既存の分娩取扱施設の医師確保にしっかり対応していかなければならないと考えています。

◎塚地委員 産婦人科医会が開催した市民学校で、院内助産の問題の学習会をされたとき

に、来年度は一定数の産婦人科医が確保できるというお話もされていましたが、そういう方々を育てることは、なかなか時間もかかることかもしれません。例えば、既存の施設であれば、十和に移住する方になると分娩取扱施設がくぼかわ病院にないと、なかなか安心して過ごせないと思います。全部諦めた形の計画になっていますけれども、病院の経営が難しい状況であれば、そういうところに少子化の交付金を使うなど、知恵やお金も出して検討する必要があるのではないかと考えています。これは意見として伝えておきたいと思っています。

出産するときに、第一子だけではなく家族ぐるみで出産に備えないといけません。そういうことでも距離があることは、すごく問題になってきます。実態として、距離を分娩数が少なくなったからという悪循環の中でしか考えられていないと思いますが、そういうところにこそ、ぜひ予算を使い少子化対策の柱と考えるべきだと思います。

◎中嶋健康政策部長 補足をさせていただきます。遠方地域の妊婦への対応ですけれども、経営面のみならず、院内助産をするには、いざというときにすぐ駆けつけられる医師が必要です。現実的になかなか難しい状況です。遠方地域の妊婦に対しては、健診施設と分娩施設をつなぐ県下統一のセミオープンシステムを活用していく方針です。近くで出産できる体制が本当に望ましいですけれども、現実的な問題として局面が変わっている印象です。

◎塚地委員 諦めないでもらいたいなという思いが強くあります。助産院をどう位置づけ、どう連携するか、ぜひ模索していただきたいと思っています。

◎西内委員 2ページの高知県の周産期医療体制の将来像についての部分で、産婦人科の医師数は出ていますけれども、今後、本県に医師を招聘するために、個々の先生がどれだけ働いているかなどの勤務実態のデータは持っていますか。

◎都築医療政策課長 現在、どの医師が産休をしているかなどの情報については、アンケート等で一定把握しているところです。

◎西内委員 今後、医師を確保していくことが、この話の核になるとすれば、現在、各医師がどういう勤務環境下にあるかということが情報として前提に必要です。その上で県外から医師を招聘するためには、給与の面もそうですけれども、高知県で勤務するとなった場合の実際の勤務時間や体制が課題になると思います。本県の医師体制で出産となると、土日や夜間など関係なく対応しないといけません。本県に来る医師の希望に応えられるような体制にするために、医師がどのくらい追加が必要か、またどのくらいの資源を提供しないといけないかという議論があって、このロードマップが成り立つと思いますけれども、どうでしょうか。

◎都築医療政策課長 ロードマップに反映している取組全般に関係する情報を定期的にモニタリングすることにより、基礎情報として毎年のベースになると思いますので、情報を

把握した上で取り組んでいきたいと思えます。

◎塚地委員 無痛分娩が安全にできる状況は、麻酔科医の技術的にも大変な状況と伺っているんですけど、期限を決めて導入する計画になっていますが、具体的に動いている状況ですか。

◎都築医療政策課長 来年度から麻酔科医の育成を高知大学医学部で行っていくことに対して、県も何らかの支援を行うために、来年度予算に反映していきたいと考えています。

◎塚地委員 無痛分娩の理解がどの程度広がっていくかだと思います。現在、本県だけ実施していない状況ですので、要望される方がいれば、対応が必要であると思えますけれども、県が推奨しているような形にはしないほうがいいのではないかと思います。助産師の間でも様々な意見がありますが、お聞きするようなことはありませんか。

◎都築医療政策課長 直接伺ったわけではありませんが、そういった御意見の方もいることは仄聞しています。一方で、若い世代でこれから出産される方は、痛みを好まれない傾向が強くなっていると聞きます。妊婦の多様な要望にお応えしていくという点では、これから取り組んでいかなければならないと思えます。

◎塚地委員 ローリスク分娩体制については、令和9年度以降に施設を集約化する計画は、現段階で確定しているわけではなく、まだ検討の余地があるという捉え方ですか。

◎都築医療政策課長 仮に分娩体制に影響を及ぼす状況になった場合には集約化を検討するという事です。県内の周産期医療の基礎情報はモニタリングをしながら、出生数なども参考にしつつ、必要になれば速やかに集約化の体制に移れるような取組をしていく必要があると考えています。

◎塚地委員 施設を集約化についても、距離との関係は大きいので、妊婦の安全を一番に考えたときには、もっと慎重な議論が必要ではないかと思っています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

続いて、動物愛護センターの進捗状況等について、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 動物愛護センターの進捗状況につきまして御説明させていただきます。センター建設に係る基本設計の素案がまとまり、本日より来年1月15日までパブリックコメントを募集しますので、その内容につきまして公表する資料で報告させていただきます。

進捗状況としましては、3ページの下段右側の整備スケジュールのとおりで、令和9年度の開所を目指しております。こちらは前回の報告と変更はございません。

左側の設計概要のとおり、造成計画の津波浸水対策としまして、2から2.5メートル程度の盛土を予定しております。

4ページは、外観のイメージイラストになっております。施設内のイメージにつきまし

ては、5 ページで説明させていただきます。

愛護センター内は、大きく分けて右半分が保護動物の飼育に係るスペース、左半分が啓発や学習、犬や猫の譲渡といった県民の皆様が利用するスペースとなっております。ピンクの啓発・学習・であいゾーンにつきましては、展示・学習スペース、講習会や譲渡会等イベントに利用できる多目的ホール、犬猫のマッチングルームなどを配置する予定となっております。白の動物診療ゾーンにつきましては、負傷動物への応急処置や収容時の簡易な検査、ワクチン接種を行う処置室、検査室、収容動物の不妊去勢手術等を行う手術室などを配置する予定となっております。これらの機能は、現在の小動物管理センターにはない新たな機能となっております。

ブルーの飼育ゾーンにつきましては、最大で犬60頭、猫35頭程度の収容が可能な面積を確保しており、犬の収容可能頭数は現在の1.8倍になります。犬舎は屋外にも出られる個室を考えておまして、猫につきましても上下運動や外を眺められる環境を整えるなど、動物の習性に合ったストレスを抑えられる環境を目指しております。

次に、6 ページの下段左側を御覧ください。動物愛護センターの周辺環境への配慮です。騒音対策としまして、敷地の外周を逸走対策も兼ねた防音機能のあるフェンスで囲みます。臭気対策としましては脱臭排気を行い、施設外にも臭いが漏れず、施設内にも臭気が籠もらないようにします。外観につきましては、美術館や周辺緑地と調和するデザイン、配色とする予定となっております。

右側の災害対策につきましては、パネルや防災グッズの展示等スペースを設置する予定となっております。なお、災害時に備え、収容動物用の水などを備蓄します。

屋外の駐車場は、来客用として約15台を予定しております。イベント時は、敷地周辺の空き地スペースを利用する予定ですが、美術館の臨時駐車場利用と競合しないよう事前に調整します。なお、学校の遠足や施設見学等で大型バスの利用が見込まれます。この点につきましては、北側の高須浄化センター出入口からの進入について調整済みです。

次に、7 ページ上段のアドバイザー意見概要になります。センターの設計に当たりまして、県獣医師会や動物行動学の専門家、他県の動物愛護センター職員など、専門家の皆様からアドバイスをいただいております。動物福祉の観点から多くの御意見を受け、犬舎、猫舎の個室化や、犬舎を向かい合わせにしないなどの工夫を取り入れています。

収容犬運動場につきましては、収容犬の運動、訓練を目的としていることや、感染症の蔓延防止の観点から、収容動物専用を予定しております。

犬猫の引取りにつきましては、従来の方針どおり引っ越しなど飼い主の都合による引取りは行いません。動物愛護センターは、保護した動物を最後まで飼うことを目的とした施設ではなく、保護される犬猫を減らす取組や譲渡を推進する拠点としたいと考えております。

最後に、パブリックコメントの結果につきましては、次回の委員会で報告させていただきます。

以上で、薬務衛生課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

### 《子ども・福祉政策部》

◎西森（雅）委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、刑法等の一部改正に係る議案である第5号議案についての説明は、部長が一括して行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、第5号議案の質疑については、部長の総括説明の後に行い、そのほかの部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西森子ども・福祉政策部長 子ども・福祉政策部が提出しております議案は、一般会計補正予算議案2件と、条例その他議案3件です。また、報告事項が2件ございます。

まず、令和6年度一般会計補正予算の御説明します。今回の補正予算につきましては、資料2ページの8,301万4,000円と、資料4ページになります追加議案の8,725万7,000円を合わせまして、総額1億7,027万1,000円の増額をお願いをするものです。

まず、2ページの補正予算につきましては、児童措置費の単価改定に伴う増額補正のほか、3ページの債務負担行為は、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に設置しております就労支援窓口、高知家の女性しごと応援室の委託期間が今年度末をもって終了するため、次期の運営委託予算について債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、4ページを御覧ください。人件費の主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定によるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上しております。

なお、今回の補正予算のうち人件費につきましては、私から一括して説明し各課長の説明を省略をさせていただきます。

その他の補正予算につきましては、公定価格改定の影響を受けている小規模な訪問介護事業所に対し、国の総合経済対策を活用して、物価高騰による負担の軽減を支援する経費を計上するもので、国補正予算対応などのため繰越明許費の追加もお願いをしております。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

次に、5ページの条例議案について御説明します。このページは議案、条例その他の目録から抜粋をしております。当部の所管は、第4号、第5号、第8号の3件となっております。

まず、第5号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案につきまして説明をさせていただきます。次のページを御覧ください。

今回の条例改正は、資料上段の概要にありますように、刑法における懲役及び禁錮刑を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役、禁錮に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなどの所要の整理をしようとするものです。

拘禁刑の創設の概要につきましては、資料中段の1刑法改正の概要を御覧ください。近年、受刑者の改善更生、再犯防止の重要性について認識が高まる中、受刑期間中の作業従事が受刑者の改善更生等に有用であるとの見解もあり、例えば拘置期間中の作業従事が義務づけられていない禁錮刑の受刑者が、受刑生活のメリハリなどを求めて自ら希望して作業に従事する、いわゆる請願作業が広く行われているといった実態もありました。こうしたことを踏まえまして、現行の懲役と禁錮の区分にとらわれず、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導等を組合せて効果的な処遇を行うことを目的として拘禁刑が創設されることになりました。

この刑法改正に伴いまして、資料下段の2条例改正の概要にありますように、当部所管の2本の条例改正が必要となったもので、その改正パターンは2つあります。1つ目は、条例の罰則規定に定められています懲役、禁錮というものを拘禁刑に改めるものです。

具体的には資料下段の左側にお示しています、高知県青少年保護育成条例ですけれども、青少年へのわいせつな行為の禁止等に関する規定に違反した者に対する罰則規定に懲役と規定しておりますところを、拘禁刑に改めようとするものです。

2つ目は、資料下段の右側の高知県心身障害者扶養共済制度条例におきまして、当該条例に基づく年金の支給を停止する要件を定めた規定中の懲役または禁錮の刑を、拘禁刑に改めるものです。

なお、この条例改正は、刑法改正の施行日と同日の令和7年6月1日から施行することとしております。

その他の条例議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項として2件ございます。1つ目は、高知県こども計画（案）について、2つ目は、高知県社会的養育推進計画（後期計画）（案）についてです。詳細については、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

最後、当部で所管しております審議会等の開催状況です。7ページを御覧ください。令

和6年9月、危機管理文化厚生委員会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和6年12月と記載しております。高知県社会福祉審議会、身体障害者福祉専門分科会、審査部会など8件です。

審議会等につきましては、7ページ以降に主な審議項目、決定事項等について、また審議会を構成する委員の名簿を10ページ以降に添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 部長から説明のありました第5号議案について、質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

#### 〈長寿社会課〉

◎西森（雅）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、長寿社会課の説明を求めます。

◎岡林長寿社会課長 当課の補正予算議案、訪問介護事業所緊急支援給付金につきまして、議案参考資料で説明させていただきます。

まず、1背景としまして、今年度の介護報酬改定におきまして、多くのサービスで基本報酬が増額改定となる中で、訪問介護サービスは基本報酬が引下げとなりました。報酬改定の基礎資料とされています、国の令和5年度介護事業経営実態調査において、訪問介護サービスの収支差率は7.8%と高くなっており、資料右下の枠囲みにありますとおり、これを訪問回数別に見た場合、延べ訪問回数が月400回以下の小規模な事業所では収支差率が1%台となっており、400回を超える事業所が5%以上であることに比べかなり低い率となっております。本県では、こうした小規模な事業所が約6割を占めております。

1背景の3ポツ目に戻っていただきまして、このような事業所では、エネルギー価格等の物価高騰が継続する中、もともと収支差率が低いにもかかわらず、今回の改定で基本報酬が下げられ、経営努力で物価高騰の影響を吸収することが非常に厳しくなっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、今回、延べ訪問回数が月400回以下の小規模な事業所を対象に、ガソリン価格高騰による事業所の負担を軽減するための給付金を交付するものです。

2事業内容の②給付額は、本県のガソリン価格の上昇率から年間の影響額を算出しており、延べ訪問回数が月200回以下の事業所で6万円、201回から400回までの事業所は9万円となっています。これに要する経費として、事務費を含み、総額1,142万7,000円の予算額を計上しているものです。財源は、国の重点支援地方交付金を活用する予定としています。この事業は、国補正予算対応のため、年度内に事業を完了することが困難なケースも想定されますため、給付金の全額について繰越明許費の追加をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 様々な考え方を整理をして、報酬が引下げられた小規模事業所への補助という形で支援制度をつくっていただいて、大変よかったですと思いますが、現場からは、本来は報酬改定の引下げに見合う金額は支援してほしいという声もありました。給付の仕方ですけれども、事業所から申請するのか、または、プッシュ型で県から事業所にお送りするのか。

◎岡林長寿社会課長 事業所から申請していただいて給付する形です。

◎塚地委員 小規模事業所は、加算の手続が遅れている状況もあります。せっかくの給付事業なので漏れがないようにどういう手だてを打っていますか。

◎岡林長寿社会課長 補助金的な性格がありますので、申請行為になりますが、10月に開設した介護生産性向上総合支援センターで、今月から特に中山間地域の加算取得を取れていない訪問介護事業所に対して、プッシュ型で働きかけをしているところです。その中で、本給付金をご案内していきたいと思います。

◎塚地委員 ぜひ丁寧に伝えて、給付金を受け取っていただけるようにしていただきたいと思います。

◎西内委員 訪問回数が200回以下、201回から400回のそれぞれで、基本報酬引下げによって、どのぐらい売上げが減少する想定ですか。

◎岡林長寿社会課長 基本報酬部分は2%下がる形になると思いますが、額は事業所によって様々ですので、今は把握できていません。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（昼食のため休憩 11時57分～12時58分）

◎西森（雅）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 〈障害福祉課〉

◎西森（雅）委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎森木障害福祉課長 当課の条例議案について御説明します。第4号、高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案です。

9月の委員会において、検討段階の案を御説明させていただき、その後、第3回条例検討委員会を経た後、法制的な審査を行いまして条例案として取りまとめたものです。

資料上段の左側、言語としての手話に係る現状には、条例制定が必要な背景などを記載

しております。手話は、聞こえる人にとっての音声言語と同様に、音声が聞こえない、あるいは聞こえにくい人にとって、思考や感情、コミュニケーションの基盤となる母語（最初に獲得する言語）でありまして、日常生活を営む上で必要不可欠なものであります。

障害者基本法第3条では、「言語（手話を含む。）」という形で明記されておりますが、手話が言語であるという認識は県民に普及しておらず、社会の中で手話を言語として使える環境や習得する機会が十分に整備されていない状況です。

そのため、地域社会において手話を日常的に使っておられる聾者は、外出時や就労の際、手話を使ってコミュニケーションをとることができなかつたり、災害時に必要な情報の取得ができないなど、日常生活の多くの場面で不安や不便さを感じている現状がございます。

このため上段中央の矢印の右側の枠囲いの中にありますように、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備に関する条例を新たに制定しようとするものです。

その下、参考にありますように、既に全国では38都道府県、県内では11の市町村が制定をし、それぞれの地域で取組が進められております。手話を言語として普及させていく取組を県内全域で進めていくためには、県条例での取組の位置づけが必要と考えております。

次に中段は、条例案の概要になっております。第1条から第7条までは条例の基本的な部分として、目的や定義、基本理念、県の責務や県民、事業者の役割等を定めております。

目的では、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関し基本理念を定め、県の責務、県民・事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、聾者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的としております。

基本理念では、全ての県民が、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及等を図ることとしております。

そのほか、県の責務としては、手話の普及等に必要な施策を策定し推進する責務や、県民の役割として、手話が言語であるということを認識し、手話に対する理解を深めるということ。事業者の役割としては、聾者に対してサービスを提供する際、手話その他の方法により、必要な情報を取得することができるように配慮するとともに、聾者が働きやすい環境整備に努めるといったことなどを定めております。

下段左下、第8条手話の普及等に関する基本的施策の策定及び推進では、条例に基づく取組の実効性を担保するため、手話の普及等に関する施策を、本県の障害者施策の基本的な方向性を示す障害者計画に位置づけ、総合的かつ計画的に推進することを定めております。

また施策の推進に当たっては、聾者や手話通訳者等、関係者の意見を聞くための協議の場を設けることとし、そして協議の場でお聞きした意見を踏まえ、障害者計画の進捗状況

を確認する役割を担っております、高知県障害者施策推進協議会の意見を聞くことを定めております。

手話の普及等に関する基本的施策については、下段中央部分に記載をしております。第9条から第14条までにおいて、手話を学ぶ機会の確保や、学校における手話の学習等、事業者への情報提供などの支援を定めております。

第15条では、施策を推進するための財政措置を定めております。

条例の施行日は、公布の日とさせていただきます。

なお、条例に規定する基本的施策に基づき、下段右側の施策案として、手話の普及や手話通訳者等の人材育成などの具体的な施策を進めていくこととしております。

新たな取組としましては、県民の皆様が手話を知り学ぶことのできる動画の配信や、県職員、教職員、事業者向けの研修の開催、デジタル技術を活用した意思疎通支援の促進としての遠隔手話通訳、電話リレーサービスの利用促進などを検討しております。

条例制定を契機としまして、言語としての手話の認識の普及等の取組を推進し、障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

#### 〈子ども家庭課〉

◎西森（雅）委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 補正予算議案につきまして御説明します。

議案説明書の右側の説明欄、児童措置委託料は、保護者のいない児童や虐待などの理由で保護者に監護させることが適当でない児童等を、児童養護施設等に入所の措置を行った場合などに、その経費を施設等に支払うものです。

措置に係る経費については、国が示す保護単価により設定しております。当初予算では、令和5年度の改定前の単価を基に積算しておりましたが、令和5年人事院勧告を受けた単価の増額改定がなされたことなどに伴い不足が生じる見込みとなりました。このため、当初予算額26億6,370万5,000円に対しまして、8,301万4,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 養護施設等ということですが、里親への委託費とは別のものですか。

◎野村子ども家庭課長 里親等への委託費も措置費の中に含まれています。

◎塚地委員 里親への委託費も単価が引上げられましたか。

◎野村子ども家庭課長 引上げられています。

◎塚地委員 物価高騰の中で、里親の金銭面の負担が増加しているという声も聞いていました。単価がどれくらい上がったか、後で資料をお願いします。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

#### 〈福祉指導課〉

◎西森（雅）委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎山岡福祉指導課長 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案について、御説明させていただきます。

今回の改正は、資料上段の概要にあるとおり、県条例が定めている保護施設の設備及び運営の基準について、その例によることとしている国の基準省令が一部改正されたことに伴い行うものです。

資料に記載はありませんが、保護施設とは生活保護法に基づく保護を実施するために設置する福祉施設で、県条例では、救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設の4種類を対象としています。現在、県内には救護施設のみ2施設ありますが、いずれも高知市に設置されており、中核市特例により高知市の基準条例が適用されることから、県条例の対象となる施設はありません。

資料の1、参考の左側の点線枠囲みにあるとおり、県条例には、県内産農林水産物等の使用や入所者等の秘密保持等といった独自基準を設けていますが、それ以外の項目は、右側の点線枠囲みにあるとおり、国の基準省令の例によることとしています。

2条例改正の主な内容としたしましては、令和6年改正後の基準省令の定める例によることを示すよう、法令番号等を改めるものです。

また、3省令改正の概要としては、更生施設において作成する更生計画を個別支援計画に改めるとともに、救護施設についても、入所者の自立支援を行うため、入所者ごとの個別支援計画の作成を新たに義務づけるものです。

条例の施行日は、改正省令が既に10月1日から施行されていることから、公布日施行としたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

#### 〈人権・男女共同参画課〉

◎西森（雅）委員長 次に、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 それでは、令和6年度一般会計補正予算案について説明させていただきます。

女性就労支援事業委託料は、高知家の女性しごと応援室の運営委託を行うもので、現在の契約が今年度末で満了することから、令和7年度から2年間の契約を行うための経費として、1億520万6,000円を債務負担行為として計上しております。これは、高知家の女性しごと応援室を、こうち男女共同参画センター「ソール」内に週5日間開所し、潜在的な求職者の掘り起こしから、きめ細かな就労支援、職場定着支援まで切れ目ない就労支援を行うほか、就労後のキャリアアップを支援し、働く女性のネットワークづくりを進めるためのセミナーを実施することで、女性のキャリア形成支援などを行うための運営経費です。

当該委託料については、令和4年度の包括外部監査において、公募型プロポーザルの説明会には複数業者の参加があったものの、最終的な応募が1社のみという状況だったことについて、競争原理が働いていないのではないかと御指摘を受けたことから、十分な募集期間を確保するため、これまで当初予算に計上させていただいていたものを、今回12月補正予算での計上をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 女性就労支援事業委託料を活用して働いている方は何名ですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 キャリアコンサルタントが5名と、室長等含め10名になります。

◎塚地委員 キャリアコンサルタントの方は、非常勤という形ですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 仕様上、雇用形態まで定めた形での提案をいただけないので雇用形態は分かりませんが、シフト制で勤務されています。

◎塚地委員 企業との関係もあって、経験の積み重ねがきちんとできることが大事であると思います。最終的に1社のみのお応募になったので、競争原理が働くようにという話がありました。経験値の蓄積が必要であると考えますが、2年ごとに委託事業者が変わっていく可能性もあるプロポーザルの形にするということですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 公募型プロポーザルで募集する予定です。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、子ども・福祉政策部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、高知県子ども計画（案）について、子育て支援課の説明を求めます。

◎岡本子育て支援課長 高知県子ども計画について御報告をさせていただきます。資料、高知県子ども計画の概要の左上、1.計画策定の趣旨をお願いします。

本計画の関係法令等としましては、こども基本法、こども大綱、こどもまんなか実行計画、そして高知県子ども条例です。

計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。

計画理念にはこども大綱をもとに、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県を目指すことを掲げております。また、高知県子ども条例のエッセンスとして、豊かな自然の中で夢を持って伸び伸びと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家を盛り込んでいます。

取組方針としましては、理念の実現に向け、こども大綱の基本方針に基づいて、こども施策に取り組むこと。子どもの意見表明権が保障されていることを認識し、子供のニーズに沿った取組を展開することとしております。

次の検討主体は、当課が所管しております高知県少子化対策推進県民会議におきまして、こども計画策定部会を設置し、子育て支援関係をはじめとして幼児保育やPTA、児童福祉といった各分野の代表者12名を委員に迎え、計画の策定に向けた審議等を行っているところです。

左下の2計画の位置づけをお願いします。都道府県子ども計画は、国のこども基本法、こども大綱、こどもまんなか実行計画を勘案して策定することとされ、各市町村はこれらに加えて、県の計画をそれぞれ勘案して市町村計画を策定することとされております。

右上の3関連計画の一体化をお願いします。高知県子ども計画は、県のこども施策を包括的に取りまとめたものですが、次世代育成支援行動計画、子ども・若者育成支援計画などの6つの計画を一体的に策定します。また、教育大綱・教育振興基本計画、日本一の健康長寿県構想、元気な未来創造戦略といった、こども施策を含む県の総合的な計画からも、関連する施策の要素を盛り込むこととしております。

右下の4.策定スケジュールをお願いします。令和6年2月の少子化対策県民会議におきまして、計画の策定方針や部会設置について承認いただき、本年5月、10月に計画の策定部会を開催し、素案の方向性や内容について御審議をいただいております。

委員からは、各部局の個別の施策への御意見に加えて、全ての子供たちが愛される権利があるといったことや、子供が自分で考えて行動し、意見が表明できるようにしていくことをしっかり盛り込むようにといった意見などがなされましたので、計画の理念や取組方針などに反映しております。

また計画の策定に当たりましては、子供や子育て当事者の意見をしっかりと聞いておく必要がありますので、11月から課のホームページにて意見箱を開設しております。あわせ

て子育て応援アプリの活用によりまず意見聴取のほか、年明けからは小中高へ学校訪問をして、じかにヒアリングを行う予定としています。

そのほか、施設入所児童など声を上げにくい子供については、子ども家庭課等の担当課が専門的にヒアリングを行い、その結果を踏まえて計画素案に盛り込んでいます。

さらに、年明けにはパブリックコメントを行いますので、2月議会では様々な御意見を反映した計画の最終案を御報告させていただきます。

計画の内容に関しましては、計画素案等を添付しておりますが、時間も限られますので全体像のみお話をさせていただきます。次の、高知県こども計画の全体像（案）をお願いします。

上段の取組方針ですが、国のこども大綱の基本方針をベースとしまして、子供が分かりやすい、かみ砕いた表現に置き換えて整理をしております。内容としましては、子供の尊重や権利の保障、意見聴取を行っていくこと。子供や子育て当事者に対してしっかりサポートすることや、貧困や格差の解消を図っていくことなどを掲げています。

計画の構成につきましては、国のこどもまんなか実行計画に沿って整理することとし、ライフステージを通じた支援、ライフステージ別の支援、子育て当事者への支援と、3つに大きくカテゴリーを分け、さらに細分化した項目にひもづけて、県の関連施策をピックアップし、素案にまとめました。

計画の策定後は、こども・若者の意見表明と社会参画がなされますよう、全庁挙げて子供や若者のニーズに沿った取組を推進をし、こどもまんなか社会の実現へとつなげてまいります。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 コロナ禍や物価高騰対策の中での食糧支援に、いまだに数多くの学生が並んでいる実態があります。高知県こども計画の中に学生の位置づけは、今の段階ではないということでしょうか。

◎岡本子育て支援課長 まず、こども基本法では、子供は心身の発達の過程にあるものと定義づけされています。その趣旨は、例えば18歳、20歳といった年齢で、必要な施策が途切れないように支援していくということで、国から示されています。計画の中では、ライフステージ別の支援の中で、子供の誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、それから青年期といった各段階に応じて、それぞれ施策をひもづけておりますが、特に学生だからといって、対象外としている認識はありません。それぞれの段階に応じて、若者世代についてもしっかり支援をしていくような枠組みで高知県こども計画を策定しています。

◎塚地委員 今から具体的な施策を講じていく上で、学生をこの施策から外す考え方もないと受け取ってよろしいですか。

◎岡本子育て支援課長 高知県こども計画におきましては、こども施策を包括的に整理しており、教育に関するものも含めていますので、本計画の中で見ていくものであると認識しています。

◎塚地委員 子どもの権利条約に基づく意見表明権を土台的に計画の中に位置づけられていることがすごく大事な視点になっていると思いますので、常に意識的に聞いていく必要があると思いますけれども、子供が意見表明をする場が具体的にどこに示されていますか。

◎岡本子育て支援課長 こども・若者の意見をどう政策に反映していくかということになると思います。今年3月に国から、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインが示されており、その中には子供の年齢や発達段階に応じて様々な聞き方をして政策に反映する措置を講じていくように義務づけられています。ガイドラインの内容につきましては、全庁に向けて国の研修会の御案内をさせていただいていますし、私から政策調整会議の場で、関係する各部局の副部長に説明させていただいたところです。国からガイドラインが示されていますので、今後それぞれの部局において意見を聴取して政策に反映することになります。全庁的にどういうふうに進めているか把握し、きちんと実行されるよう考えてまいりたいと思います。

◎塚地委員 大変大事な基本理念と考え方であると思います。意見を聞いて施策を進める取組を強めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西内委員 計画の内容について、基本理念や取組方針、計画構成などがありますが、各部会で議論していると思いますけれども、子供をどう位置づけるかという議論はありますか。

◎岡本子育て支援課長 部会の中では、こども基本法における子供の定義はどういったものか議論されており、心身の発達段階にあるものといった位置づけであることを確認をしています。高知県子ども計画では、子供が身体的、精神的、社会的に幸福な生活が送れることや、生活する場所や家庭環境、心身の状況にかかわらず全ての子供はかけがえのない存在であり、大切にされ、愛され、夢や希望を持って暮らす権利があるということについて、委員から意見があり盛り込んだところです。

◎西内委員 計画理念や方針のところに、子供とはこういう存在であるというような一文を入れたほうがいいのではないかと思います。本県にとって、次代を担う非常に重要な存在であるというような文になると思いますけれども、今後、修正するタイミングがあれば、ぜひ反映していただければと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子育て支援課を終わります。

続いて、高知県社会的養育推進計画（後期計画）（案）について、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 高知県社会的養育推進計画（後期計画）（案）につきまして御報

告いたします。

この計画は、家庭での養育が困難な子供たちの養育について、在宅支援や里親、施設等における養育などにより、社会全体で支援していくための計画です。本計画の本文につきましては、別途ファイルを格納しておりますが、概要資料により説明をさせていただきます。

まず、資料左側の後期計画策定に係る経過です。上段の囲みにありますように、現行の計画につきましては令和2年4月を始期として策定し、子供の家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、代替養育が必要な子供をできるだけ家庭に近い環境で養育するための取組の方向性を定め、主な取組として里親への委託や施設の小規模化、地域分散化等を推進してまいりました。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、その中で前期、後期と区分して、それぞれの目標を設定しております。

その後、下段の2つ目のひし形のとおり、国の審議会専門委員会から、都道府県の計画については、資源の計画的な整備方針のための計画とすべき、といった提言があり、また、その下の令和4年の児童福祉法の改正において、子供の権利擁護に向けた環境整備や、市町村におけるこども家庭センター設置による相談支援体制の整備など、子供や子育て世帯に対する支援の強化が図られました。

こうした動きを受けて一番下の、国が定める都道府県社会的養育推進計画の策定要領が改正され、都道府県の既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定するよう示されたため、後期計画を策定することとなりました。

資料の右側上段を御覧ください。前期計画における主な取組の状況です。里親の新規開拓などにより、里親登録数は平成30年度末の78組から、令和5年度末には155組に増加し、施設や里親等における養育が必要な子供のうち、里親とファミリーホームへ委託している子供の割合である里親委託率は、19%から30.4%に増加していますが、令和6年度末に36.7%とする目標には届かない見込みです。

また、施設の小規模グループ化につきましては、28か所から33か所に増加しています。

市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、2市町から22市町村にまで拡大しましたが、目標の全市町村設置には至りませんでした。なお、令和6年度以降は法改正によりまして、同拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭センターの設置を推進しております。

次に、右下の後期計画の策定につきましては、計画期間を令和7年度から11年度までの5年間とし、現計画からの見直しのポイントとしましては、下から2つ目の丸のとおり、家庭養育優先原則に加えてパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に捉えています。

パーマネンシー保障とは、子供がこれからずっと続くと感じられる、安心して将来の見通しを持つことができる育ちの保障であり、例えば児童相談所の措置等において、安全の確保のために家庭分離をしても、家庭復帰に向けた支援や実親との交流の継続により実親とのつながりを維持したり、それが難しい場合においても里親や施設におきまして系統的な関わりをするなど、子供がいつでも自分に対して支援してくれる存在があり、そこに所属していると感じられるような支援を中心にする事です。

また、一番下の丸にありますように、各項目ごとに全国で統一的な評価のための指標を設定し、当該指標により取組の進捗状況を把握、適切にPDCAサイクルを運用してまいります。

次のページを御覧ください。本計画は6つの章で構成をしており、第1章及び第2章に計画策定の趣旨、期間、児童相談所の相談対応件数の状況などを記載し、第3章から第6章に個別の取組について記載しております。

第3章こどもの権利擁護の取組では、1つ目の丸、施設などへの措置や一時保護に当たっては、子供への丁寧な説明と意見聴取を実施し、子供の意向を尊重した支援に努めるといった取組により、子供の権利擁護を推進してまいります。

第4章代替養育を必要とする子どもへの支援では、上段の枠囲みの里親等への委託の推進と、下段枠囲みの児童養護施設等の小規模化等の推進に取り組めます。

このうち、上段の里親等への委託の推進に向けましては、2つ目の丸、里親のリクルートやトレーニング、子供とのマッチング、養育支援、子供の自立支援までを包括的に行う里親支援センターを設置し、里親等への支援と里親の確保に向けて取組を強化してまいります。

評価指標の里親等委託率については、令和11年度に全年齢層で54.3%、年齢区分では、3歳未満と3歳から就学前までは75%、学齢期以降は50%としております。これは右の参考のとおり、国から全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上となるよう通知目標等を設定されたいと示されたことを受けて設定したものです。

次に、左側の中段の第5章、児童相談所及び市町村等の支援体制の構築では、2つ目の丸の、こども家庭センターの設置支援や、一番下の丸、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントなどに取り組んでまいります。

第6章社会的養護のこどもの自立支援では、児童養護施設や里親家庭等を措置解除となった子供に対して、交流の場の提供や相談支援を行う社会的養護自立支援拠点事業の設置など、自立に向けて仕事や生活などに係る支援を行ってまいります。

本計画案につきましては、児童福祉審議会の社会的養育部会において、これまでに3度の御審議をいただいたもので、今後1月にパブリックコメントを実施した上で、最終計画

案について同部会と審議会総会において審議いただき、年度末に策定といったスケジュールで進めてまいります。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎土居委員 里親委託率について、様々な努力をされた結果だと思うんですけど、令和6年度の目標が36.7%で目標に届かない見込みであることの要因は何でしょうか。

◎野村子ども家庭課長 里親の登録自体が少ないことと、登録をしても実親の意向などにより、マッチング自体がうまくいかなかったことが要因と考えています。

◎土居委員 里親登録数については、平成30年度末と令和5年度末を比較し倍近く増えていますけれど、この数自体も目標と比べて少ないということですか。

◎野村子ども家庭課長 国で分析をしていただいております、数自体も委託率を向上させるためにはもう少し足りないという評価をいただいております。

◎土居委員 この場合、里親とファミリーホームは、別物という捉え方ですか。

◎野村子ども家庭課長 ファミリーホームについては、運営者自体は里親の登録をしていただいた上で、5人から6人の定数で御家庭で養育を行うという位置づけです。

◎土居委員 里親登録数については目標に達していませんけれども、養育の必要な子供たちはどこかで養育されているわけです。その養育で何か問題が生じていることはありますか。

◎野村子ども家庭課長 里親等への委託が難しい子供については、児童養護施設等で養育をしています。その中で、4人から6人の家庭的な環境で支援したり、特性に応じて専門的な支援がなされていますので、里親ではないからといって、不利益が生じている状況ではないと考えています。

◎土居委員 どういう状況で療育されようとも、子供たちの権利がしっかり守られるようなサポートの充実をお願いしたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

#### 《文化生活部》

◎西森（雅）委員長 次に、文化生活部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上文化生活部長 それでは、文化生活部の提出議案などにつきまして、総括説明を申し上げます。

まず、令和6年度一般会計補正予算について御説明します。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。

文化生活部では、部内の全所属の職員の人件費について、増額補正をお願いしています。補正の主な理由としては、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給与月額及び勤勉手当等の改定を反映し計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても、同様に計上しています。

これら人件費の補正に加えまして、私学・大学支援課において、物価高騰対策の一環として、私立学校における学校給食費の値上げ分への支援を行うこととし、合計で7,192万3,000円の増額補正をお願いしています。

あわせて、高知まんがBASEの運営委託料と、県立交通安全こどもセンターの管理代行料について、債務負担行為をお願いしております。

次に、条例その他議案について御説明します。令和6年12月高知県議会定例会議案目録を御覧ください。

国の旅券法施行例に定める、都道府県が徴収する手数料の標準額が改定されたことを受けまして、パスポートを発給する際に県が徴収する手数料を定めた条例の一部改正と、県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に係る議案について、議決を求めるものです。

なお、各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管する審議会の開催予定などについて御報告します。令和6年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。各審議会の開催予定日や、主な審議項目などを記載しています。

なお、前回の委員会以降に開催しました審議会につきましては、委員の名簿を6ページに掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。今後の開催状況などにつきましても、随時御報告させていただきます。

私からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化国際課〉

◎西森（雅）委員長 初めに、文化国際課の説明を求めます。

◎澤村文化国際課長 当課からは、補正予算議案と旅券法施行令改正に伴う条例の一部改正について説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。まず、補正予算議案で、まんが王国・土佐情報発信等委託料の債務負担行為の追加です。これは、県立公文書館内に設置しています高知まんがBASEの管理運営を外部委託するために必要な経費となっております。

現在の委託期間が今年度末で終了しますことから、引き続き事業を実施するため、令和7年度から2年間の委託に要する経費として、3,444万8,000円の債務負担行為の追加をお願いし、今年度末に契約を締結したいと考えています。

契約方法につきましては、より魅力的な施設になるような運営が求められますことから、前回同様プロポーザル方式による随意契約を予定しています。詳細は、2ページを御覧ください。

まず、設置目的にありますとおり、高知まんがBASEは、漫画文化に関する情報発信や人材育成、交流の拠点として、令和2年4月1日に県立公文書館内に開館しました。

施設の概要と事業内容ですが、1階には、まんが甲子園作品の展示や過去の大会の様子を映像などで紹介する、まんが甲子園コーナーのほか、まんが王国・土佐の歴史や県出身の漫画家、県内関連施設を紹介する、まんが王国・土佐紹介コーナー、さらには1万冊を超える漫画の雑誌や単行本を自由に読んでいただける、まんが読書コーナーなどを配置しています。

3階には、これまでのまんが甲子園の作品などを保管する資料保管スペースや作画体験教室、親子まんが教室など、人材育成事業を行うスペースを備えています。

下段左、現在の委託内容です。来年3月31日まで、学校法人龍馬学園に管理運営などを委託しています。

その下に、第2期の実績を表に記載していますが、プロと同じ画材やデジタル機器を自由に使って作画していただく作画体験教室や、小学生とその保護者を対象に、親子で漫画に親しんでいただく親子まんが教室、漫画を取り入れたしおりづくりなどのミニイベントやアニメーション教室を実施しています。

この表の令和4年のミニイベントですが、208回と回数表記になっていますが、208組に訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

以上、こうした取組により、来館者数は順調に推移しているところです。

右に、第2期の課題とそれを踏まえた取組案などを記載しています。

まず課題の1つ目として、集客につながる取組や認知度向上を目指した取組を強化する必要があると考えています。このため、来年の連続テレビ小説あんぱんの放送や、再来年のよさこい高知文化祭2026の開催を絶好の機会と捉え、これらと連携したイベントを実施することとしており、例えば、やなせたかし先生を顕彰する企画展の開催などを検討しているところです。

また、観光振興スポーツ部や土木部と連携し、台湾チャーターやクルーズ船で来高するインバウンド客に向けた取組も強化してまいります。

2つ目に、産業振興推進部が掲げる雇用促進や地域産業活性化に貢献できるよう、同部が進めるアニメプロジェクトとの連動を強化し、アニメに関連する新たな取組も検討して

まいります。

3つ目に、より効果的な運営手法などについての検討も必要であることから、例えば、人材育成に寄与する取組として、中山間地域の小中学校などにも出向いて、作画体験教室を実施することなども考えています。

より魅力ある施設を目指して、こうした取組を進めることで、来館者数の増加につなげていきたいと考えています。

次に、条例その他議案について、3ページを御覧ください。旅券法施行令改正の概要ですが、旅券の発給申請に係る都道府県分手数料の標準額が改定され、オンライン申請手数料が新設されました。都道府県で旅券発給にかかった事務経費とパスポート発給件数をもとに、都道府県が徴収する手数料の標準額が算出されています。これまでは、書面申請とオンライン申請の手数料は同額でしたが、オンライン申請では窓口での受付事務が発生しないことを想定し、書面申請の手数料より安価にし、新設されたところです。

都道府県が徴収する手数料の標準額としまして、改正前と改正後では、書面申請で300円増額され、オンライン申請で100円の減額となりますことから、両者の差額は400円となります。

続きまして、県の条例改正についてですが、内容は高知県旅券法関係手数料徴収条例を一部改正するものです。旅券法の規定では、都道府県の手数料の額は旅券法施行令で定める額を標準とし、条例で定めることとなっていますことから、今回政令で定める標準額が改正されたことに伴い、県の一般旅券の発給申請に係る手数料を改正するものです。

右の表を御覧ください。上段の通常の発給のうち5年旅券を例にしますと、これまで国の手数料が9,000円、県の手数料が2,000円で合計1万1,000円でしたが、改正後は県の手数料が書面申請では2,300円、オンライン申請では1,900円となり、合計がそれぞれ1万1,300円、1万900円となります。

下半分は、旅券の発給申請はしたものの、受け取りに来られないまま発行から6か月を経過し、未交付のまま失効となった場合の発給に係る手数料です。これも同様に標準額に準じて改正し、5年旅券を例にしますと、書面申請では合計1万7,300円、オンライン申請では1万6,900円となります。

最後に、施行日は、旅券法施行例施行日の令和7年3月24日にあわせることとしております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 書面申請の手数料について、改正前の2,000円から、改正後の2,300円に引き上げる試算は、どういう根拠に基づいた引上げになりますか。

◎松本文化国際課企画監（国際交流担当） 改正後の標準額ですけれども、直近の令和5

年にかかった実費をもとに試算をしています。改正前の2,000円は、平成4年にその当時の実費に基づいて定められた標準額です。この期間で金額が変わってきたということで、300円のアップになっています。

◎塚地委員 国の改正がないのは、直近に一旦改正している状況ですか。

◎松本文化国際課企画監（国際交流担当） 今回はオンライン申請に伴う改正になりますので、実際に実務を行っているのが都道府県窓口であることから、県で改正が行われています。

◎塚地委員 平成4年から変わっていないので、一定の引上げが必要ということは分かりますが、例えば改正前の2,000円について、オンライン申請の場合は2,000円を存続して、書面申請については2,200円とどめるという議論はありませんでしたか。

◎松本文化国際課企画監（国際交流担当） 実際に旅券の発給にかかった実費を、申請があった人数で割って、1回当たりの金額を定めているものになります。

◎土居委員 高知まんがBASEですけれど、設置目的が情報発信、人材育成・交流の場の創出ということで、土佐の漫画文化の継承と発展を考えたら、人材育成が非常に大事になってくるのではないかと思います。この場合、作画体験の参加者ということだと思うんですけど、人材育成と捉えたときにその先の成果を期待するんですけど、県としては、高知まんがBASEの人材育成についての成果を何で図ろうとされていますか。

◎澤村文化国際課長 高知まんがBASEやまんが甲子園も含めて、まんが王国・土佐の取組を通じて、漫画を生かした教育的効果を含めた人材育成に取り組んでいるところですが、1つ具体的な成果ですと、まずは小中学生、それから高校生に漫画を書いていただくことで裾野が広がり、その先のアニメ人材の育成にもつながるのではないかと思います。これは当部だけではなく、産業振興推進部とも連携しながらの取り組んでいきたいと思っています。

◎土居委員 最初の段階として、体験して裾野を広げることが一番大事だと思います。アニメプロジェクトが進む中で、漫画とアニメは非常に密接したものだと思います。ぜひ、体験を通して、次の産業を支える人材を輩出していけるように期待しています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

#### 〈県民生活課〉

◎西森（雅）委員長 次に、県民生活課の説明を求めます。

◎北村県民生活課長 当課の令和6年度の12月補正予算議案と、条例その他議案について御説明します。1ページをお願いします。

補正予算議案は、債務負担行為の追加です。これは後ほど御説明いたします、高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案に係るもので、令和7年度から

令和11年度までの5年間の管理代行料の上限を定めるものです。

表の中ほどの当該年度以降の支出予定額の期間の欄に、令和6年度から令和11年度と記載しておりますが、実際の支出は令和7年度からで、5年間の総額は5,521万9,000円となっております。以上が、令和6年度12月補正予算の議案の内容です。

次に、条例その他議案の説明をします。2ページをお願いします。

3つ目になりますが、先ほど補正予算議案で御説明しました、交通安全こどもセンターの令和7年度からの5年間の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法の規定によりまして、県議会の議決を求めるものです。この議案につきましては別途資料により御説明します。3ページをお願いします。

まず、1指定管理者の現状と次期指定についてを御覧ください。交通安全こどもセンターは、児童の健全な遊戯の用に供し、あわせて交通知識及び交通道徳を体得させるために、昭和45年に設置したものです。

平成18年2月から指定管理者制度を導入し、今年度が令和2年度からの第5期指定期間の最終年度となっております。今年度公募により指定管理者を選定し、引き続き一般社団法人オフィスポラリスを指定管理者として指定しようとするものです。

次に、2次期指定の経緯ですが、令和6年8月30日から10月29日にかけて指定管理者の募集を行いました。1団体から応募があり、11月6日の指定管理者選定委員会、委員1名の欠席に伴う11月12日から13日の追加審査の結果、次期指定管理者の候補としましてオフィスポラリスが選定されました。

最後に、3指定管理者の推移ですが、第1期から第4期は、特定非営利活動法人たびびとを指定し、現在の第5期は、今回の指定管理者の候補であるオフィスポラリスを指定しております。

以上で、県民生活課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 今回、自転車の利用に関する法規制がいろいろと変わったことで、交通安全に関する様々な指導が、今まで以上に重要になってくると思うんですけども、今回の公募の際にそういった点をより重視していくような提案はされていますでしょうか。

◎北村県民生活課長 今回の自転車の罰則強化の点などについて、明確に取上げての提案やプレゼンテーションはありませんでしたが、今後は法律改正等を踏まえて、交通安全教室の内容なども適宜リニューアルしていただけたらと考えています。

◎坂本委員 来年度以降の委託になりますけれども、例えば交通安全こどもセンターのホームページの中にある自転車の交通安全についても、今までどおりの表示でよいかということは検討する必要があるのではないかと思います。子供を対象にしているかもしれませんが、親をどう教育するかということがセットで議論されないといけないのではない

かと思えます。子供と一緒に来る親を教育するための1つの絶好の機会と捉え、センター運営を行うことを心がけていただきたいと思います。

◎北村県民生活課長 委員のご意見を参考にさせていただいて、センターの運営に反映していきたいと思えます。

◎塚地委員 交通安全こどもセンターの指定管理のことですけれども、管理代行料の金額が資料の一番下に出ていますけれども、来年度以降の金額を示した上で、応募団体が1団体だったということですか。

◎北村県民生活課長 次回の指定管理代行料の参考価格は、募集要項に載せておきまして、それも御覧になった上で、結果的に1団体からの応募でした。

◎塚地委員 子供や地域から継続を要望されたと思うんですけど、来年度の金額は、令和6年度の822万5,000円に対して、増額されていますか。

◎北村県民生活課長 次期5年間の査定額の平均では、管理代行料が1,104万円です。令和6年度の予算が822万5,000円ですので、281万9,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、人件費の高騰の部分を見直したことです。

◎塚地委員 交通安全教室だけではなく、地域の子供たちの親子の触れ合いの場や地域でのお祭り、イベントなど、とても大事な役割を果たすところになっていきますので、引き上げられてよかったと思えます。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

#### 〈私学・大学支援課〉

◎西森（雅）委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎大窪私学・大学支援課長 私学・大学支援課の令和6年度12月補正予算について御説明します。私学・大学支援課説明資料の1ページを御覧ください。歳出です。

右端の説明欄の2私学支援費の私立学校運営費補助金37万8,000円です。これは、物価高騰に伴う学校給食費の単価増額に係る経費を、学校法人に対して補助することにより、保護者負担の軽減を図るものです。対象となるのは、学校給食を実施している小学校1校で、とさ自由学校になります。学校給食費の1食当たりの単価の増額分の予算を計上しております。

なお、補助金の財源としまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金37万8,000円を歳入に計上しております。

以上で、私学・大学支援課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

#### 《請願》

◎西森（雅）委員長 次に、請願についてであります。

請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」であります。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、2件とも私学・大学支援課が所管する内容でありますので、あわせて説明をいただき、その後、一括して質疑を行いますので、御了承願います。

それでは、内容を書記に朗読させます。

◎書紀 請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」（私学・大学支援課）

要旨。2022年度より高知県では、中学校全学年まで35人（小学校1・2年生は30人）学級編制が可能となった。行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校3年生になるときに学級減で1クラスの人数が急増する可能性があることを解消するためにも、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにも、さらなる小人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持ち解消、養護教諭などの全校配置のために、高知県独自の配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなっている。また、高知県では1か月以上も休んだ先生の代わりに先生が来ない事態が、2021年度は84件、2022年度は78件、2023年度は115件もあった。そうした事態があるにもかかわらず、高知県は、学校に勤務していない先生（教育委員会等に勤務する先生）が他県に比べて飛び抜けて多い。学校現場に配置する正規教員を増やし、先生がゆとりを持って子供と関わることで、その仕事の魅力を再生させることが、深刻な教員不足解消にもつながる。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受けられる権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

多くの特別支援学校では環境整備が遅れている。知的障害特別支援学校の深刻な過密状態解消のため2022年度に分校が開校したが、十分な解決となっていない。根本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、寄宿舎のある県立知的障害特別支援学校（小中高）を高知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退する。学校が地域にあることは重要であり、小規模校の存在は感染症対策上も必要である。

日本国憲法や子どもの権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1 (1)、1 (4)、2 から 3 までの 4 項目（総務委員会所管分）を除く。

1 教育予算を増やし、次の施策を進めること。

(2) 教育費の保護者負担を軽減すること。

(3) 私学助成を一層拡充すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目 1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、井上美穂ほか4,885人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和 6 年12月10日。

請第 3 - 2 号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」（私学・大学支援課）

要旨。2020年 4 月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設設備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には一定額の減免が実現し、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合はまだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生 1 人当たり単価は、38万1,113円（2024年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生 1 人当たり消費的支出）は160万2,500円（2021年）で、約 4 倍の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金であり、公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけること。

ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

2 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。

3 教育予算を増額すること。

4 入学金補助制度を創設すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、高知私学助成をすすめる会、会長、岡村佐由紀ほか1万2,077人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和6年12月10日。

◎西森（雅）委員長 それでは、私学・大学支援課の参考説明を求めます。

◎大窪私学・大学支援課長 私学・大学支援課の所管の事項につきまして、順次参考説明をさせていただきます。請第2-2号です。

まず、項目番号1の（2）教育費の保護者負担の軽減について御説明します。教育費の保護者負担を軽減するための国や県の対応としましては、私立高校の授業料への支援として高等学校等就学支援金が、教科書費、教材費など授業料以外の支援として奨学給付金がございます。就学支援金につきましては、令和2年度より、国において私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等については、私立高校授業料の実質無償化が実現をされているところです。さらに、就学支援金への上乗せ補助としまして、県が独自に実施をしております授業料の減免制度もございます。

次に、項目番号1の（3）私学助成の拡充について御説明します。文部科学省では、都道府県が行う私立高校などへの助成に対する私立高等学校等経常費助成費補助金を設けており、令和7年度の文部科学省の概算要求では、本年度に比べ36億円増の1,048億円となっております。県では、この国の補助金の単価に地方交付税単価を上乗せし、中学校及び高校にはさらに県費を継ぎ足した額を1人当たりの補助単価として、私立学校運営費補助金を予算計上しております。令和7年度は対前年比1.2%増の補助単価で、予算要求をしている状況です。

続いて、請第3-2号について御説明します。

まず、項目番号1保護者の教育費負担の公私間格差の是正について御説明します。私立学校の保護者の教育負担を軽減するための取組としましては、先ほど御説明しました高等学校等就学支援金や、奨学給付金による支援のほか、県が独自に実施をしております授業料の減免制度がございます。現在のところ、全ての私立学校において授業料減免制度が実施されており、こうした事業により公私間格差の是正につながっているところです。

次に、項目番号2小学校への経常費助成補助の県加算の拡充について御説明します。小学校につきましては、加算は行っておりませんが、毎年引上げられております国庫補助単価と地方交付税単価を県の補助単価とすることで、令和6年度の児童1人当たり単価は全国13位となっており、全国平均以上を確保することができている状況です。

次に、項目番号3教育予算の増額について御説明します。令和6年度の私学等振興費の当初予算は約52億5,000万円となっており、10年前の平成26年度と比較して、金額で約7億

円、率で約15%の増額となっております。令和7年度の県の予算要求額では、本年度より4,700万円余り増の約52億9,500万円の予算要求を行っているところです。

最後に、項目番号4 入学金補助制度の創設について御説明します。大学等の高等教育については、令和2年度開始の就学支援新制度において、入学金の減免が措置をされておりますが、小中高等学校においては国の補助がない状況です。他の都道府県では独自に入学金の減免制度を設けているところもありますので、今後は他県の動向なども注視しながら、支援の必要性について検討してまいりたいと考えております。

私学・大学支援課の参考説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 参考説明の最後に入学金の補助制度について、今後は支援の必要性について検討してまいりたいという説明がありましたが、今後のスパンはどんな感じですか。

◎大窪私学・大学支援課長 入学金の補助制度につきましては、現在、半数程度の都道府県で実施しており、多くの県では低所得世帯に限る形で3万円から5万円程度を支援している状況です。本県では、今のところ県独自の授業料減免制度で保護者負担の軽減を図っているところですので、すぐに入学金の支援を行うことは考えていませんけれども、他県の動向をもう少し注視しながら、必要性を検討してまいりたいと考えています。

◎塚地委員 県は就学支援金で、本当に努力されていると思いますけれども、他県では既に910万円まで県単で対応していますが、本県は700万円までは県単で、それ以上は国の助成です。最高額引上げの要望は強いと思いますが、その検討については何か考えている状況ですか。

◎大窪私学・大学支援課長 請願の内容は700万円となっておりますけれども、現在は910万円まで支援があり、910万円を超える部分については支援がない状況です。この制度自体が国の制度ですので、国がその枠組みを決めている状況です。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部に係る請願を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

#### 《公営企業局》

◎西森（雅）委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎澤田公営企業局長 まず総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。公営企業局に在職する主幹が、正当な理由なく出勤しないなど欠勤を繰り返しました。このことは、公務員として地方公務員法に定めます、職務専念義務等に違反し

ておりまして、この職員に対して11月14日付で戒告の懲戒処分を行いました。率先して法令を守るべき県職員が、このような違反をしたことに対しまして、議会、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後このような事態を起こさないように、再発防止に努めてまいります。事案の内容につきましては、後ほど報告事項といたしまして県立病院課長から御説明を申し上げます。

それでは、総括説明をさせていただきます。公営企業局からの提出議案につきましては、電気、工業用水道、病院の各事業会計の補正予算と条例議案3件、このほか報告事項が3件ございます。

まず、補正予算です。資料の2ページを御覧ください。議案目録の一番下になりますが、第3号議案、令和6年度高知県電気事業会計補正予算は、吉野発電所の水車軸受修繕を来年度にかけて実施するための債務負担行為をお願いしております。

次に、追加で提出しております補正予算です。3ページを御覧ください。議案目録の下から3番目の第38号議案から第40号議案までの補正予算は、電気、工業用水道、病院の各事業会計の人件費について補正をお願いするものです。

主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する議案に基づきまして、給料月額、勤勉手当等の改定内容を人件費に反映し計上したこと、そのほか人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。あわせて、会計年度任用職員の改定分につきましても、同様に補正予算をお願いしております。

また、第38号議案には人件費以外の補正といたしまして、土木部が所管する永瀬ダムの設備更新等に伴う公営企業局の分担額について増額補正をお願いしております。

次に、条例議案3件です。4ページを御覧ください。1つ目は第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案でございます。令和7年6月1日付で施行される刑法の一部改正によりまして、懲役及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係する条例の懲役及び禁固に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなど、所要の整理を行うものです。

2つ目は第11号議案です。高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案です。鏡川工業用水道事業の経営の安定化や、今後の施設の更新に向けまして、条例に定める基本料金などの改定を行うものです。

次に、5ページをお願いします。3つ目は第28号議案として、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案です。人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、先ほど補正予算で御説明しましたように、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定などを行うものです。

最後に、報告事項3件です。電気事業からは、県営水力発電の令和7年度以降の売電料金等について。病院事業からは、冒頭御報告いたしました職員の懲戒処分についてと、地

域医療連携推進法人の設立について御報告をさせていただきます。いずれも詳細につきましては、各担当課長から御説明をさせていただきます。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈電気工水課〉

◎西森（雅）委員長 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 提出議案は、令和6年度電気事業会計補正予算、追加議案の令和6年度電気事業会計及び工業用水道事業会計補正予算及び条例議案です。

1 ページ目をお願いします。令和6年度高知県電気事業会計補正予算説明書です。1 債務負担行為に関する調書にある、吉野発電所水車軸受修繕の限度額1,672万円につきましては、前回の水車発電機オーバーホールの際に取り外して、そのまま予備品として保管しておりました水車軸受を修繕するための費用として計上するものです。

現在、当課が所管する吉野発電所の水車発電機では、夏頃から巡視点検時において水車軸受の震動が増えている状況が確認されております。現状では運転に全く支障のない範囲ですけれども、今後さらに振動が増大するようなことがあれば、発電を停止し水車軸受の分解点検及び修繕が必要となります。

この軸受の修繕には、メーカーの工場で12か月の工期が必要となることから、前回取り外し保管していました水車発電機が使用できるようあらかじめ修繕し、発電停止期間を必要最低限にする必要があります。このための経費としまして、令和7年度の債務負担行為をお願いするものです。

次に2 ページ目、追加議案の補正予算になります電気事業会計の補正予算内容の説明です。

3 ページ目を御覧ください。人件費の補正につきましては、先ほど局長から説明をいたしましたので、人件費以外について御説明させていただきます。いずれも土木部が実施する永瀬ダム堰堤改良事業であり、負担割合に応じた額を増額補正するものです。

収益的支出の第1款電気事業費用、第1目水力発電費につきましては、表の右端の説明欄に記載のとおり、永瀬ダムに対する一般経費分担額2,144万円を計上しております。

次に4 ページ目、資本的支出につきましては、補正予定額の欄一番上に記載していますとおり、総額で4,564万7,000円を増額補正するものです。

内訳としましては、表の右端の説明欄に記載のとおり、永瀬ダム放流設備更新工事等としまして、3,388万9,000円。その一行下の、永瀬ダム無線回線設計等としまして、1,175万8,000円を計上しております。

なお、工業用水道事業会計につきましては人件費の補正のみであり、電気事業と同じく、先ほど局長から説明いたしましたので省略させていただきます。

続いて、5ページ目をお願いします。高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。工業用水道料金の改定に当たりましては、法律により経済産業省への届出が義務づけられており、届出の際には改正内容について議会の議決が必須になっていることから、令和7年4月施行に向けまして、12月県議会に改正条例議案を提案し御審議いただくものです。詳細につきましては、次の資料で御説明させていただきます。

資料右側上段、鏡川工業用水道管路図を御覧ください。鏡川工業用水道事業は、鏡ダム建設を軸とする鏡川総合開発の一環として計画されたもので、鏡川橋下流の廓中堰や廓中堰付近の伏流水を取水し、筆山の中腹にある配水地を經由しまして、浦戸湾周辺にある工場へ給水するため、昭和39年度より工事を開始し、昭和41年度から給水を行っております。給水能力は日量5万5,800立方メートルであり、令和6年11月末現在で47事業所に給水し、県内の経済活動や雇用の維持に寄与しているところです。

続きまして、これまでの経営状況です。資料右側の収益的収支の推移とあわせて御覧ください。鏡川工業用水は昭和41年に給水を開始した後、しばらくの間単年度赤字を計上し、工業用水道事業の停滞や人件費の増などを背景に、平成元年まで5度の料金改定を行ってきました。平成元年の改定で基本料金を現行の1立方メートル当たり16円に見直して以降、消費税の導入を除きこれまで36年間、使用料の見直しを行っていない状況です。その間、事業運営上、人員削減などに取り組み、収益的収支は黒字を維持するとともに、建設当初に借入れた企業債の償還が終了した平成14年以降は、徐々に内部留保資金を確保できるようになり、令和5年度末現在で6億3,000万円ほど確保しております。

次に、課題です。これまでと同様に工業用水を安定的に給水するためには、計画的に管路の耐震化を進める必要があります。昨年度末に改定しました経営戦略においては劣化の進行が確認され、全てのユーザーに影響がある、右の管路図中央に黄色で記載しました筆山配水地出口から、配水管路の分岐地点までを優先整備区間と位置づけ、管路更新による耐震化を行うとともに、必要な設備の更新を進める計画を立てております。

なお、総配水管路の総延長は15.6キロメートルのうち、約87%に当たります13.6キロメートルが法定耐用年数を経過しており、また80%が耐震性を有していない状況にあります。こうした管路や設備などの施設更新に必要な費用としましては、約86億円と試算しております。昨年度は、これら近年の経営状況や課題をユーザーの皆様と共有するため、意見交換会を行ったところです。

今後の対応としましては、昨年度ユーザー説明会などで関係者の理解を得て、議会においても説明してまいりましたとおり、令和7年4月から現行の基本料金16円を2円アップする18円に改定させていただきます、設備の更新を進めるとともに、条例についても所要の改正を措置するものです。

電気工水課の説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 まず、吉野発電所の水車軸受修繕ですが、スペアの水車軸受を使える状態にすることによって、運休期間を最小限にするという話がありました。非常にすばらしい対応だと思えますが、ほかの発電所においても、スペアパーツがあり、同様の対応としていますか。

◎汲田公営企業局次長 他の2箇所の発電所も、同様に予備品として保管しています。

◎西内委員 すばらしい体制だと思います。稼働期間が電気事業に大きく影響を及ぼしますので、これからも常に不測の事態に対応できる体制を維持いただければと思います。

永瀬ダムの無線回線設計ですけれども、1,200万円近くの委託料になっています。建物を建てるのではないかというぐらい金額が大きいですけれども、こういった見積りになりますか。

◎石原電気工水課長 河川課の工事ですけれども、雨量局の通信障害が発生しているので、修繕をしたいということは聞いています。

◎西内委員 見積りの中身が分かれば、後日資料を用意していただければと思います。

次に、工業用水道条例の一部を改正する条例議案についてです。施設更新に全体で86億円かかる中で、平成14年以降は内部留保を確保できる状況になりました。令和7年4月1日から改定を行って、優先整備区間から工事を始めていきたいということですが、改定後の料金については、内部留保も含めて、どういう考え方で設定されているか、詳しく教えてください。

◎石原電気工水課長 これまでの計画では、施設更新と優先整備区間の管路更新を行うためには、大体7円ぐらいの値上げが必要であると試算しており、うち2円については、内部留保で対応させていただきたいという計画は立てていました。

◎西内委員 内部留保を先に使うことによって、今後課題になってくることはありますか。もともと内部留保を使うつもりで計画を立てていたのか。または、水道料金が7円値上げできたら内部留保は使わなくてもよかったのか。

◎石原電気工水課長 施設更新費用については、今回の料金アップで対応し、今後の管路更新については、国の補助や起債等で対応していきたいと考えています。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

#### 〈県立病院課〉

◎西森（雅）委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 当課からは、条例議案2件につきまして御説明をさせていただきます。まず、第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関

する条例議案につきまして、説明をさせていただきます。資料1 ページです。

今回の条例改正は、資料上段の概要にありますように、刑法における懲役と禁錮刑を廃止し、これらに代えまして拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役、禁固に係る規定箇所を拘禁刑に改めるものです。

この拘禁刑の創設の概要につきましては、資料中段の1 刑法改正の概要を御覧ください。近年、受刑者の更生や再犯防止の重要性についての認識が高まっています中、受刑期間中の作業従事が、受刑者の更生などに有用であるといった見解もあり、例えば禁錮刑の受刑者が受刑生活のめり張りなどを求め、自ら希望して作業に従事する、いわゆる請願作業が広く行われるといった事情もございました。こうした状況を踏まえ、現行の懲役と禁錮の区分にとらわれず、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導をベストミックスした処遇を行うことを目的として、拘禁刑が創設されることとなっております。

この刑法改正に伴いまして、資料下段2 条例改正の概要にありますように、公営企業局が所管いたします、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の引用部分の改正が必要となったものです。

具体的には、資料下段の新旧対照表にお示ししておりますとおり、退職手当の支払いの差止めや不支給などの要件の規定に禁錮と規定をしておりますところを、拘禁刑に改めようとするものです。

なお、今回の条例改正は、刑法改正の施行日と同日の令和7年6月1日からの施行を予定しております。

以上が第5号議案、刑法等の改正に伴う条例議案の概要です。

続きまして、資料2 ページになります。第28号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。

まず、第1 条例改正の目的です。高知県人事委員会による令和6年10月11日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿いまして、職員の給料月額や職員に対して支給する諸手当の改定を行いますとともに、職員昇給制度などについて必要な改正を行おうとするものです。

次に、第2 対象条例です。今回の人事委員会勧告の趣旨に沿って改正いたします条例は、資料に記載しております8 条例でございます。このうち公営企業局が所管いたしますのは、2 行目後方から記載しております、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の部分です。

次に、第3 主な改正内容です。公営企業局職員の給与や諸手当につきましては、知事部局の職員に準じる形となっておりますことから、公営企業局所管の条例上、知事部局の条例の規定に準じる旨の規定が多く、公営企業局所管の条例改正が必要となる項目は、一部

の項目のみとなっております。ただ、今回の給与改正の内容といたしましては知事部局と同様ですので、主な改正内容につきましては、公営企業局所管の条例改正に関する部分を含め、全体像を御説明させていただきます。

まず、1 人事委員会勧告対応の欄を御覧ください。（1）令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等です。

ア給料表につきましては、県内の民間給与と職員の給与との格差3.1%を解消するため、所要の改定を行うものです。具体的には、人材の確保や定着の観点から、新規採用職員の初任給を引き上げますとともに、若年層及び30代後半までの職員に重点を置いて、引上げの改定を行うこととしております。

次に、イ初任給調整手当につきましては、医師や歯科医師に対し一定の期間支給することとしております、初任給調整手当を改正するものです。表でお示ししておりますとおり、医師または歯科医師となっておりますが、公営企業局に歯科医師はおりませんので、該当するのは医師となります。支給月額の限度額につきましては、国家公務員の改定に準じまして、現行の41万5,600円を41万6,600円に引き上げるものです。

次に、ウ期末手当及び勤勉手当です。民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.35月から4.45月へと0.1月引き上げるものです。また、欄外にありますとおり、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、現行の2.275月から2.325月へと0.05月引き上げることとしております。

次に、資料3 ページです。（2）給与制度のアップデートについて説明させていただきます。本県における給与制度とその運用は、基本的に国家公務員に準じており、本県の実情も考慮しながら、国家公務員に対する制度改正の趣旨に沿って所要の措置を講ずるものです。

まず、ア給料表の見直しにつきましては、国家公務員の俸給表が見直されたことに伴いまして、給料表の号給構成の見直しを行うものです。

次に、イ昇給制度の見直しにつきましては、上のア給料表の見直しの中で、幹部職員の給料表の構成を、職務や職責重視の給料体系に見直しますことから、昇給については勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合に限り行うように変更を行うものです。

次に、ウ扶養手当の改定等につきましては、国家公務員において配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げることとしており、本県におきましてもこれに準じて見直しを行うものです。

なお、国においては廃止に係る経過措置としまして、2年間かけまして配偶者に係る扶養手当を廃止し、子供に係る手当額を引き上げることとしており、本県におきましても同様の措置を講ずることとしております。

次に、エ地域手当の改定です。国において地域手当の支給区分と支給率が見直されたこ

とにより、本県におきましても東京や大阪など、県外で勤務する職員に対する地域手当の支給区分と支給割合の変更を行うものです。

次に、才管理職員特別勤務手当の支給対象時間の見直しです。現在、管理職手当を支給されている職員が、災害への対応などにより、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合には、手当を支給することとなっておりますが、その支給対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時までに拡大をするものです。

次に、カ通勤手当の改定等です。通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げますとともに、特急や高速道路を利用して通勤している職員に対する支給要件の緩和を行うものです。

次に、キ単身赴任手当の支給要件の見直しです。現在、人事異動により単身赴任を余儀なくされた職員に対しては単身赴任手当を支給しておりますが、支給対象者を拡大し、新規採用職員に対しても単身赴任手当を支給するよう見直しを行うものです。

次に、ク定年前再任用短時間勤務職員等に支給する諸手当の見直しです。定年前再任用短時間勤務職員等につきましては、住居手当などが支給対象外となっておりますことから、見直しを行うものです。

次に、ケ特定任期付職員に対する手当の見直しです。特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給しようとするものです。

続きまして、（3）在宅勤務等手当の支給です。基本的にはテレワークを想定しているもので、住居などにおきまして正規の勤務時間の全部を勤務することを3か月以上にわたり、1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員に対して、月額3,000円の手当を支給するものです。

続きまして、2 特殊勤務手当の改正です。この手当につきましては、農業振興部に勤務する職員に関連する手当で、省略をさせていただきます。

最後に、第4 施行期日等です。公布日施行とさせていただきます、第3の1の人事委員会勧告対応のうち、（1）ア給料月額の改定に関する部分は、従前どおり本年4月1日に遡って適用することとし、ウ期末手当及び勤勉手当につきましては、本年12月1日からの適用とし、12月期に本年度改定分の引上げ0.1月分を行い、議案を認めていただきましたら年内に差額支給を行いたいと考えております。

また、ただし書の部分にありますように、令和9年施行の農業振興部の職員に関連する特殊勤務手当を除きまして、給与制度のアップデートや在宅勤務手当など、その他の項目につきましては、令和7年度から施行させていただきたいと考えております。

なお、先ほど申しましたとおり、公営企業局が所管する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例では、多くの部分が知事部局の条例に準ずる旨の規定などとなっております。このため今回の給与改定に伴い、改正が必要となります公営企業局所管の条例につきまし

ては、同条例で個別に規定をしております、黒に白抜き文字で公営企業局条例改正有と表示をしております5つの手当の部分となっております。

次に、資料4ページは、公営企業局所管の条例改正部分について、一覧で整理させていただいております。

以上が、第28号議案、給与改定に関する条例議案の概要です。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 国家公務員の改定に準じた改正ということで、それぞれの処遇改善のために必要な取組と思えますけれども、公営病院の収益に関する課題においては、人件費がかなり大きなウエートを占めていますが、今回の改定によって、どのぐらい収支に変化がある見込みですか。

◎松井県立病院課長 現状での概算の数字になりますが、県立病院への影響額は、人件費だけで約2.9億円の増加となる計算です。このうち約1億円は診療報酬で見ていただけるようになっています。また、別の診療報酬や収入増、経費の削減で対応していく予定です。

◎西内委員 経営計画上は人件費の振れを考慮した組み方をしていますか。

◎松井県立病院課長 人件費の部分につきましては、経営健全化計画の中でも増加することを一定見込んでいますが、今年は想定以上の増加になっている状況です。

◎西内委員 様々な工夫をしながら、引き続き経営の健全化をお願いします。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、公営企業局から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

それでは初めに、県営水力発電所の令和7年度以降の売電料金等について、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 県営水力発電所の令和7年度以降の売電料金等につきまして、御報告させていただきます。資料2ページをお願いします。

まず、概要です。公営企業局が所管しております3つの水力発電所の電気について、平成21年度に四国電力株式会社と締結しました売電に係る売電契約が令和7年3月末で満了することに伴い、令和7年4月以降の売電契約の相手方を選定するため、公募型プロポーザルを本年10月に実施しました。

資料下段の左半分を御覧ください。公募型プロポーザル実施結果です。審査項目としましては表にありますとおり、電気事業の経営の根幹となる買取価格に重点を置いた配点と

しまして50点、料金体系に10点、地域貢献・環境価値の有効活用に関する提案については15点としました。そのほか、工業用水道のポンプ場や発電所などの企業局施設への電気の供給に係る提案を5点、企業の経営の安定性について20点という配点としました。

審査に当たりましては、有識者として、全国の公営電気事業の実情等に精通しております公営電気事業経営者会議の専務理事のほか、地域経済を専門として研究を行っております高知大学の先生に御参加いただき、これに県職員の3名を加えた5名による審査委員にて審査しました。

参加申込者は四国電力株式会社の1社であり、500点満点中420点の評価を得られましたので、契約の相手方となる候補者として選定しました。

今回の主な提案内容としましては、まず価格及び料金体系では、定額分8割、従量分2割の二部料金制を採用するとともに、1キロワットアワー当たり11円74銭との価格提案がありました。

次の、地域貢献・環境価値の有効活用では、県内企業と個人を対象とした割引プランと、環境価値を活用したプランについて、現行プランを拡充した形の提案がありました。

企業局施設への電力供給では、現行契約単価から減少する見込みの提案がっております。

続いて、右側を御覧ください。売電契約について御説明します。契約見込みとなりますが、現行契約と比較した表を中段に記載しております。料金総額では19億4,400万円余りとなる見込みであり、平均単価とともにこれまでの額を上回る結果となっております。

最後に、今後の予定です。年内に、売電に係る電力需給契約を締結しまして、その後発電運用に係ります細目協定の締結や、企業局施設への電力供給に関する契約を締結し、令和7年4月から今回の電力需給契約に基づき、水力発電の電気の供給を開始します。

電気工水課の説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

プロポーザルの参加申込みが四国電力1社であったことを考えると、買取価格は言い値で売電契約を締結することになっていたのか教えていただけますか。

◎汲田公営企業局次長 プロポーザルを実施する前に、まず予定価格を定めており、それより高いことをもって、契約に向かって進んでいく手続になっています。また、プロポーザルが実施されるまでは、参加する事業者も何社が提案してくるか分かっていないので、最初から1社だから低めにいこうという差配はできない仕組みになっています。

◎西森（雅）委員長 最初にある一定の金額が示されているということだと思いますけれども、今回1社だったということは、次の契約のときには、低く抑えられることもあるかと思いますが、今後の課題についてはどうでしょうか。

◎汲田公営企業局次長 予定価格については、公表していませんけれども、それより高い

ことをもって、次の手続に進んでいくということです。また、本年徳島県と愛媛県でも同じように契約をされていますけれども、プロポーザル審査会には数社参加されています。本県だけが1社だったということですが、四国の市場に対する興味は、四国電力だけではないことが確認できてますので、3年後いかにアピールしていくかが課題だと思っています。

◎西内委員 全体としていい契約ではないかと思います。もともと数社が興味を示されていたと思うんですけども、結果として1社だったということです。一方、徳島県や愛媛県は数社参加されていたということで、本県と他県の審査項目の中身の差異に起因するのではないかと思います。もともと興味を示されていた数社について、ハードルが高かった項目などを把握していれば教えてください。

◎石原電気工水課長 その点につきましては、今後情報を収集し、対応していきたいと思っています。今回プロポーザルを実施するに当たって、前段で2社ほどヒアリングをさせていただいたところです。今回の入札の内容についても、ヒアリングしていきたいと思っています。

◎西内委員 ある程度競争原理が働いて、本県にとってよい条件で契約をしていくのであれば、数社から手が挙がるほうが望ましいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

次に、職員の懲戒処分について、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 当課からは、2件の報告事項がございます。まず1件目について、説明をさせていただきます。資料1ページ、職員の懲戒処分についてです。

冒頭の総括説明先立ち、局長から申し上げましたとおり、本年11月14日付で1名の職員を懲戒処分といたしましたので、御報告をさせていただきます。

処分を受けた職員は、公営企業局の主幹です。

次に、処分事由についてです。当該職員は、令和5年8月29日から令和6年10月10日までの間に、延べ3日と4時間を正当な理由なく出勤しないなど、欠勤を繰り返したものです。

このことは、上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条、職務専念義務を定めた同法第35条の規定に違反するものでありますことから、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、11月14日付で懲戒処分として戒告を行ったものです。

今回の処分を受けまして、同日付で各所属長に対し公営企業局長通知を発出し、職員は全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことなど、職務の服務規律の確保について改めて徹底をしたところです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 延べ3日と4時間ということは細切れの欠勤を足すところになったということですか。

◎松井県立病院課長 そのとおりです。この期間中、職員は体調不良などで長期の休みを取っている職員だったんですけれども、その休暇や休職の期間の更新の切れ目に、手続が間に合わなかったということで、細切れに3日と4時間の欠勤になったものです。

◎塚地委員 職員の体調や精神状態を考慮して、職場として配慮すべき事項がなかったのかという議論を行った上での処分ですか。

◎松井県立病院課長 職場の上司も日頃からこの職員とは連絡を取っており、休暇や休職の期間の切れ目の更新については、事前に書類が必要であることを伝えていたということです。

◎塚地委員 風通しのよい職場や職場環境改善という視点は大事にした上で、こういう結果になったとは思いますが、防ぎようがなかったのかということも、ぜひ職場の中で議論もしていただきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

次に、地域医療連携推進法人の設立について、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 それでは引き続き、御説明をさせていただきます。資料2ページ、報告事項の2件目です。

現在、幡多けんみん病院を含む幡多地域の6病院によりまして、地域医療連携推進法人の設立に向けて準備を進めておりますので、その概要などにつきまして報告をさせていただきます。

まず、幡多地域の現状と医療課題です。幡多地域におきましては、2020年（令和2年）から2040年（令和22年）までの20年間で、約32%の人口減少が想定され、このうち現在増加傾向にあります後期高齢者につきましても、2030年（令和12年）以降は減少に転じることが想定される場所です。また、人口と同様に、入院患者数につきましても今後減少していくことが見込まれている場所です。

こうした状況にある中、医療課題としまして、どのように地域の医療サービスを安定的に提供していくのか、また、医師はもとより看護師やコメディカルなど医療従事者の不足や、患者数の減少に伴う経営状況の悪化といった点が、幡多けんみん病院を含む地域の各医療機関共通の課題となっております。

こうした共通課題に対応するためには、幡多地域における各医療機関が個別に対応するのではなく、協調しながら地域の医療サービスを持続的、安定的に提供していくことが必要になると考えられる場所です。このため、これまで以上に各医療機関が協調関係を深

めるとともに、役割分担をしつつ取り組んでいくため、地域医療連携推進法人を設立することとしているものです。

地域医療連携推進法人制度につきましては、法人概要の中の緑色の枠内を御覧ください。医療機関相互間の機能分担と、業務連携を推進するための法人の認定制度となっておりまして、複数の医療機関などが法人に参画することにより、協調した取組ができる制度となっております。

この法人制度を活用しまして、幡多地域で設立しようとしております地域医療連携推進法人の名称は、はたまるパートナーズとすることを予定しております。

目的にありますように、幡多地域におきまして、将来にわたって医療などのサービスを切れ目なく安定的に提供できる体制を確立することを目指す法人です。

はたまるパートナーズには、幡多地域に所在しております、幡多けんみん県民病院など公立3病院と、大井田病院など民間3病院の、計6病院が社員として参画する予定となっております。

この、はたまるパートナーズでは、先ほど御説明いたしました幡多地域の医療課題に対応していくため、大きく4点の項目で取組を行うこととしております。

まず、1点目としまして、急性期、回復期、慢性期など、各病院が機能分化を図りながら、紹介や逆紹介、シームレスな転院調整を行うなど、患者サービスの維持向上に関する取組。

2点目としまして、はたまるパートナーズに参画している法人スタッフの相互派遣や研修事業の共同開催など、医療人材の確保、育成等に関する取組。

3点目としまして、医薬品や医療資材の調達に関し、ベンチマークによる共同交渉を行うことによる経費削減など、経営の効率化に関する取組。

最後に4点目としまして、地域包括ケアシステムの構築推進や、災害時の連携体制の強化など、地域の医療、介護、福祉等との連携に関する取組を行うこととしております。

最後に、スケジュールについてです。令和6年度以前から、地域の医療サービスを安定的に提供するため、はたまるパートナーズに参画予定の6病院の院長による協議が続けられてきておりました。そうした協議を経て本年4月、6病院院長による設立準備委員会が設置され、関係機関との調整などが行われてきたところです。

去る11月28日には、幡多医師会や幡多地域の6市町村など、地域の関係機関が参加いたします幡多地域医療構想調整会議にて、地域医療連携推進法人設立への合意も得られたところです。

今後につきましては、右半分、薄いオレンジの部分をご覧いただきまして、本年内に一般社団法人として設立登記を行いました上で、令和7年3月までにかけて、県医療審議会への諮問を経て、地域医療連携推進法人に関する知事の認定を受ける予定としており

ます。その上で令和7年度当初に、地域医療連携推進法人はたまるパートナーズを設立し、順次取組を開始していきたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 全国で既にこういう法人は、一定数立ち上がって運営されていますか。

◎松井県立病院課長 法人概要の緑の枠の中に記載していますとおり、全国で45法人が認定されている状況です。ただし、同じ医療法人やグループで法人を設立することが多く、今回の幡多地域のように地域の医療機関が集まって設立を目指す連携法人の事例は、あまりないと聞いています。

◎塚地委員 各病院ごとに労働条件も決まっており、雇用契約を結んで働いていますけれども、地域医療連携推進法人が持つ人事権や処遇に対する権限については、どのように調整していきますか。

◎松井県立病院課長 各病院のスタッフの雇用については、引き続き各病院で雇用していきますので、地域医療連携推進法人でスタッフを共同で雇うことは計画していません。地域医療連携推進法人になることで、各6病院間のスタッフの派遣の調整などを実施できることがメリットであり、スタッフの雇用や経営の部分については、各6病院がこれまでどおり独立して実施していくことになっています。

◎坂本委員 関連です。相互派遣をする場合に、派遣先の医療機関と派遣元の医療機関の労働条件が違ふと思えますけれども、どういうふうに調整すると考えていますか。また、どういうメリットが生まれるか教えてください。

◎松井県立病院課長 各病院間でスタッフの相互派遣をするときの細かい条件については、まだこれから議論や調整が必要です。

◎西森（雅）委員長 4月に法人を設立し、取組を開始するのではないですか。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） 既に、県立あき総合病院などでも、森澤病院への当直の応援や室戸診療所への応援など一部ドクターの派遣は行っています。日勤帯でしたら、通常の公務として派遣して、それに見合う負担金をお支払していただく形です。今回、この地域医療連携推進法人で考えているのは、それよりもう1つ踏み込んだ形で、例えば在籍出向などができないかということです。看護師や技術職員が非常に不足している話もありますので、そうしたところに月1回から2回の応援ができるように応援協定を結ぶことで、身分は県立病院のままで職員を派遣し、それに見合う人件費を負担していただくものです。

◎西森（雅）委員長 高知県・高知市病院企業団議会の中でも、条例議案で上がっていましたが、派遣する上において条例の変更の必要はありませんか。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） 連携推進法人制度は、在籍出向ができること

がメリットで、派遣法には当たりません。条例の変更が必要かどうか確認できておりませんので、また確認しておきます。

◎**坂本委員** 来年4月から医療センターが高知赤十字病院へ職員を派遣する条件を整えるために、12月議会で条例の改正を行いました。来年4月に設立してすぐ動き出すかどうか分かりませんが、もう少し詰めた議論をしておかないといけないと思います。

幡多けんみん病院も薬剤師が不足しており、大阪から派遣してもらっています。そのような状況で応援することができるのか。また、お互いの負担にならないのか心配ですので、十分慎重な議論をしていただけたらと思います。

◎**澤田公営企業局長** 派遣期間も関係すると思いますし、公立病院同士であれば派遣条例は関係しない場合もあると思います。また、職務専念義務という方法もあると思いますので、委員御指摘の面も含めて、早急に詰め作業をさせていただきたいと思います。

◎**塚地委員** 経営の効率化というところに書かれている共同交渉による経費削減については、法人に事務局職員を置いてその職員が行っていくということですか。

◎**松井県立病院課長** 法人にはパートタイム職員を1人配置するようにしていますが、医薬品や医療資材の共同交渉は、全国的に多くの病院が取引情報を登録しているデータベースを活用するための契約を法人の事務職員が行うこととなります。当面は各病院はそのデータベースを活用しながら、事業者と交渉をする取組を考えているところです。将来的にどうなるかは未定ですが、すぐに連携推進法人の職員が、病院の職員に代わって交渉することはないと思っています。

◎**塚地委員** 今は連携推進法人ですが、最終的に連携ではなくて、合流・合体していくという将来展望を持っていますか。

◎**松井県立病院課長** 合流・合体しようとは思っていません。各病院が連携を強めていくことを予定をしています。

◎**西森（雅）委員長** 法人の設立登記はどこで行う予定ですか。

◎**松井県立病院課長** 登記はまだこれからですが、主たる事務所は幡多けんみん病院に置く予定です。今後、知事の認可を受けて、地域医療連携推進法人になる手続があり、実際に地域医療連携推進法人としての取組の動き始めは、4月以降になると思います。それまでに職員を確保していくことになると思います。現在は、幡多けんみん病院と大月病院中心の設立準備委員会で準備を進めていますので、当面そこで事務作業をしながら、登記としては幡多けんみに事務所を置きつつ、年明けの地域医療連携推進法人の認可に向けて進んでいく予定です。

◎**西森（雅）委員長** 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

## 《採決》

◎西森（雅）委員長 これより採決を行います。

今回は、議案数15件で、予算議案7件、条例その他議案8件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和6年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第32号「令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第32号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第38号「令和6年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第38号議案は、全会一致をもって原

案どおり可決することに決しました。

次に、第39号「令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第40号「令和6年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 全員挙手であります。よって、第40号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

#### 《請願》

◎西森(雅)委員長 次に、請願について審査を行います。

最初に、請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 先ほど参考説明もあって、御努力をしてくださっていることはよく分かるんですけども、まだまだ保護者負担も多い状況ですので、ぜひこの請願の趣旨を酌んでいただいて、御賛同いただけたらと思っています。

◎ うちは一貫です。参考説明のとおり、私立高校就学支援金や県独自の上乘せ補助、授業料以外での給付金もあって、限られた財源の中で可能な限りのことを県も努力をしていますので、ここであえて請願を上げていく必要はないと考えています。

◎西森(雅)委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-2号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森(雅)委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しま

した。

次に、請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 先ほどの参考説明の中でも、入学金の補助制度も他県ではやっていることもあって、一定前向きな御答弁も出たりしておりますので、議会からの後押しの意味も含めて、ぜひ請願の採択をしていただけたらと思います。

◎ 方向性は分かるんですけど、今回は不一致です。支援金の話も先ほどと重なりますし、小学校につきましてはまだやってないということですけど、毎年引き上げられている国庫補助単価と地方交付税単価を、県の補助単価とするというところで、令和6年度の実績でも全国13位で平均以上となっています。また、入学金補助制度も検討していく方向ですので、今の段階ではそれを尊重したいと思っています。結局その中身につきましては、自分たちとしては現実を踏まえた対応というのは要ると思いますので、ここではあえて請願という形で上げていくことは、控えたいと思っています。

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

ほかに意見がなければ、これより採決を行います。

請第3-2号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西森（雅）委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎西森（雅）委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書（案）が、日本共産党から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森（雅）委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 本当に高齢者は、医療負担と同時に介護保険の負担も上がってきている状態があります。今回の高額療養費制度の自己負担限度額の引上げが、一定の所得以上の人の線引きのところでは大変負担が大きくなる人たちもいて、その部分の引上げはぜひ中止をしてほしいというのは当然のことです。やはり、社会保障費を今以上削るべきではないというふうに思いますので、ぜひ御賛同いただけたらと思います。

◎ うちは共同提出にはなっていないですけど賛成です。

◎ うちはちょっと賛同しかねる状況です。これらも限られた財源の中でやっていく中で、今の社会経済情勢を踏まえて、世代間で全体を見ていくというような体制は必要だと思います。今回の引上げの方針は賛成しますので、意見書には反対という。

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、大学等学費の引上げを回避する緊急予算措置を求める意見書（案）が、日本共産党から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森（雅）委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 各党の公約は、高等教育の無償化に向かっているわけなんですけれども、一方運営交付金は大変少ないという大学の窮状の中で、それはやはり政治の責任できちんとやるべきということを訴えたいと思います。10万円以上の値上げが、東京大学も含めて私学でも進んでいるわけですけれども、これ以上の保護者負担や学生のアルバイト負担などをさせないために、うちの試算では大体1,000億円弱ぐらいあったらできるので、ぜひ緊急の予算措置を講じて、来年度からの学費値上げを食い止めていただきたい。学生の中では、東京大学をはじめとして運動も広がっていますので、ぜひそれに呼応する形での世論づくりとして賛同いただけたらと思います。

◎ 方向性としては理解できるんですけども。

◎ 教育無償化に向けた協議を、これから自民党、公明党、維新の会でやっていこうとい

う段階ですので、ここまで具体的なことを我々地方から上げるべきではないと考えていますので意見書には反対です。

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日17日の委員会は休会とし、18日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いします。

閉会の前に委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

10月16日から18日の県外調査について、正副委員長と事務局において取りまとめた、調査出張報告書案をペーパーレス会議システムの危機管理文化厚生委員会の02議員専用のフォルダに保管しておりますが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案などの中身を充実させるために、12月18日に委員長報告の取りまとめ等を行った後、県外調査出張報告書に係る意見の取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

これで本日の委員会は、閉会といたします。

(15時50分閉会)